

2021年度（令和3年度）

こころの健康センター所報

（第33号）

群馬県こころの健康センター

はじめに

このたび、群馬県こころの健康センターの令和3年度事業の取り組みにつきまして、所報を作成しましたのでお届けします。

この「はじめに」を執筆している現在は、令和4年の11月であり、まとめられる所報は前年度分です。現時点でもコロナ禍は続き、現在は第8波の襲来かと言われている状況ですが、長期間に渡ったためか、政治も世間もコロナを主体には考えない（換言すれば、考えずともコロナ対策が染みわたりルーチン化してきている）日常に変化してきている印象があります。

さて、今回は所報のトピックでも特集しますが、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下「にも包括」）に触れたいと思います。この言葉が初めて表に出たのは、平成29年2月のことであり、平成29年度には「推進事業」「支援事業」が開始されました。この事業は、平成16年に厚生労働省より「入院医療中心から地域生活中心へ」という理念が示されて以降、様々な施策が行われてきたもののなかなか成果が上がらない状況下で誕生しました。当初は精神科病院長期入院患者の地域移行を前景にしていたが、徐々に精神障害に特化したものではなく「精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現」という理念に基づく政策に変遷したように思われます。

私自身も群馬県も平成31年度より支援事業に参加しています。この事業は理念であり、他の精神保健医療福祉の事業を促進させるツールと考えれば理解の敷居が下がる気がします。こころの健康センターが身を置く精神保健行政は、県民一人ひとりの心と向き合うものであり、全県民対象の行政事業と言えます。一方で精神保健行政は、厳しい財政状況や限られた人員の中、与えられたロジスティクスで適切に事業を実施する必要があります。

こころの健康センターの使命は、実は、「にも包括」の理念に合致するものであり、液状化する（定義や概念等何処までも拡がり続けるスペクトラムとしての）精神障害という言葉や「生きづらさを感じる人々への支援」などに対して、何とか適時適切な事業を実施する行政組織と考えます。

（令和4年に改正が予定される）精神保健福祉法も障害者総合支援法も社会福祉法もその法律の理念を行政で推し進めるためには、県・圏域・市町村の行政組織の重層的協力や官民一体の協働は欠かせません。当事者、家族、地域、多くの支援組織等への連携と支援を更に強化し、群馬県こころの健康センターが皆様のエンパワメント・センターと成れるように努力してまいります。何卒引き続きよろしく願いいたします。

令和4年11月

群馬県こころの健康センター所長 佐藤浩司

目 次

I 事業トピックス	
1 本県における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」への取組み	2
II 概 要	
1 沿革	5
2 所在地と施設概要	6
3 組織	7
4 職員内訳	8
III 実施状況	
第1 精神保健福祉センター業務	
1 教育研修	11
2 技術指導及び技術援助	12
3 広報普及活動	13
4 こころの県民講座	15
5 精神保健福祉相談	16
6 アルコール・薬物・ギャンブル関連問題事業	25
7 思春期相談	29
8 自殺対策事業	30
9 ひきこもり支援センター事業	36
10 精神障害者保健福祉手帳	42
11 自立支援医療費(精神通院医療)	42
12 精神医療審査会	43
13 関係機関との連携	46
第2 精神科救急情報センター業務	
1 精神科救急情報センターの活動	48
2 精神科救急情報センターの体制	48
3 精神科救急情報センターの主な業務	48
4 精神科救急情報センター業務の実績	49
5 措置入院者の退院後支援	57
IV 学会発表・調査研究	
1 学会発表等	60
V 実習・視察	
1 実習及び視察等一覧	62
VI 公表資料・印刷物	
1 公表資料・印刷物一覧	64

I 事業トピックス

本県における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」への取組み

1. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下、「にも包括」）とは何か

平成16年9月、厚生労働省から「入院医療中心から地域生活中心へ」という理念が示されて以降、様々な施策が行われてきたものの十分な成果が得られない状況下で、平成29年2月には「にも包括の構築」という新たな理念が示され、「にも包括推進・支援事業」が開始されました。この政策の変遷をみると、当初、精神科病院長期入院患者の地域移行を前景にしていますが、徐々に精神障害に特化したものではなく「精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる包括的なシステムづくり」という一次予防から三次予防に至るまで重層的な支援体制の構築を目指すものとなっています。実際の実施取組としては、「精神障害を抱える人たちが安心して地域で生活できるための地域づくり（市町村が基盤）」であり、県には「にも包括推進・支援事業」等を活用した事業の実施とともに市町村の取組を支援する役割があります。

2. 「にも包括」の具体的な内容（図1）と群馬県の取組（表1）（令和3年度時点）

（1）にも包括推進事業

図1にある14のメニュー事業となっており、**群馬県では**、1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置、5. ピアサポートの活用に係る事業、11. 地域移行・地域定着関係職員研修に係る事業に取り組んでいます。

（2）にも包括支援事業

この事業は、県担当者とモデル地域（障害福祉圏域または市町村）担当者が当該県担当の広域アドバイザー（以下、「広域AD」）の助言の下、密着アドバイザー（以下、「密着AD」）と連携して精神保健医療福祉の支援者による協議の場を設置し、地域課題の抽出結果に基づいて上記14のメニュー事業等に官民一体で重層的に取り組むものです。

群馬県では、令和元年度から開始し、モデル地域として1年目（元年度）は館林保健所圏域、2年目（2年度）は太田市、3年目（3年度）は伊勢崎市に取り組んでいただきました。当センターは、所長が本県での事業開始と同時に広域ADに就任、元年度は総務、2～3年度は葛飾区を担当していることと所内保健師が本県密着ADを担当しているため、初年度から県担当者との二人三脚で主体的に関与しています。

3. 課題と展望

（1）従来から設置されている障害者自立支援協議会を「にも包括・協議の場」として活用するという考え方が一般的ですが、多くの市町村自立支援協議会では、コロナ禍の影響もあり、これから精神障害分野にも取り組むという状況です。にも包括支援事業を契機に活性化を図るという考え方ができると思いますが、目に見える成果を得るには長期的な取組が必要と考えられます。

（2）「にも包括」をすすめる市町村担当者が、大きな負担感により消極的になることなく

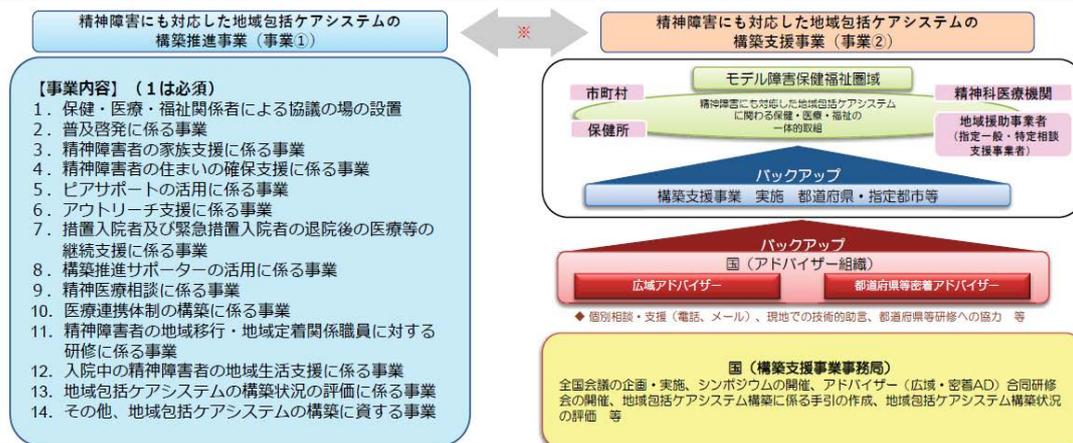
成果を挙げられるよう、地域の問題意識を自ら持つことと組織的にしっかり取り組む必要があるため、県として地域の実情に合わせた支援が必要と考えられます。

(3) 市町村担当者の数年での異動が避けられない中、事業の継続性や進展、積み重ねをどう担保していくか、専門職配置・活用等の戦略的な取組への工夫が必要と考えられます。

(4) 群馬県がどのような精神保健医療福祉の自治体を目指すのか、適切な地域診断の下、現実と理想の端境で一步一步進むための事業にできれば、と切に思います。

【図1】にも包括推進・支援事業（国庫事業）の概要

- ① **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業**
 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。
 <実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市
- ② **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業**
 ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
 ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
 ◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。
 <参加主体> 都道府県・指定都市・特別区
- ※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能



【表1】県の取組概要

	支援事業		推進事業（県・障害政策課）※	
	モデル地域	（参考）その他の地域の主なもの	協議の場（サブ協議会）	ピアサポート活用事業
R1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 邑楽館林圏域 WG2回、打合2回、 →「協議の場」3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利根沼田 自殺対策連絡会で県担当事業説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県自立支援協議会サブ協議会（にも協議の場） 2回会議開催 ピア活動報告・包括振り返り 邑楽館林でのアンケート結果共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養成講座 17人 ・ 病院交流会小規模中心 ・ SV研修、NW研修 5回 ・ ピアサロン 5回 ・ 学生向け講演会、トークショー
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太田市 担当者会議 3回 →「協議の場」1回 →R3年度にケース検討で課題蓄積、R4年度に課題解決の協議開始を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桐生みどり 設置に向けた担当者会議 ・ 吾妻 自立支援協議会にて県担当事業説明 ・ 利根沼田 自立支援協議会にて県担当事業説明 	<ul style="list-style-type: none"> 2回会議開催 ピア活動報告、障害福祉計画 アパート入居の検討の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養成講座：10人 ・ 病院交流会：冊子作成のみ ・ リカバリーストーリー動画作成
R3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢崎市 「協議の場」4回 課題抽出、機関の役割共有、事例検討等 →R4年度は長期入院者退院支援について検討継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桐生みどり WG4回→訪看へのアンケート実施、事例検討等 ・ 富岡甘楽 自立支援協議会にて県担当事業説明 	<ul style="list-style-type: none"> 2回会議開催 ピア活動報告・アパート入居課題検討、啓発に向けた対象内容検討（住宅政策課・住宅供給公社出席・説明） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養成講座 11人 ・ スキルアップ・SV研修 4回 ・ 病院交流会：個別のみ ・ リカバリーストーリー DVD貸出 こころせ共催シンポジウム（動画）

※他に、県の取組みとして、R2・R3は「地域移行・地域定着支援関係者研修」を実施

II 概要

1 沿革

昭和 60 年 10 月 11 日	「群馬県精神衛生センターの設置及び管理に関する条例」制定
昭和 60 年 12 月 10 日	群馬県精神衛生センター竣工
昭和 60 年 12 月 17 日	「群馬県精神衛生センターの設置及び管理に関する条例施行規則」制定
昭和 61 年 1 月 1 日	群馬県精神衛生センター開設
昭和 63 年 7 月 1 日	群馬県精神保健センターに改称
平成 2 年 11 月 5 日	こころの電話相談開始
平成 3 年 4 月 1 日	アルコール来所相談開始
平成 7 年 10 月 17 日	群馬県精神保健福祉センターに改称
平成 11 年 4 月 1 日	思春期来所相談開始
平成 12 年 4 月 1 日	薬物依存来所相談開始
平成 13 年 4 月 1 日	群馬県精神科救急情報センターを設置
平成 14 年 4 月 1 日	群馬県こころの健康センターに改称
平成 14 年 4 月 1 日	メール相談開始
平成 14 年 4 月 1 日	精神保健福祉法の改正により精神医療審査会事務が移管
平成 14 年 10 月 1 日	高次脳機能障害来所相談開始（平成 29 年度末まで）
平成 16 年 1 月 1 日	群馬県精神科救急情報センターを規則により設置
平成 16 年 4 月 1 日	群馬県精神科救急情報センターが本格的に稼働
平成 16 年 4 月 1 日	ひきこもり相談開始
平成 17 年 4 月 1 日	組織改正により群馬県こころの健康センターと群馬県精神科救急情報センターを一体化
平成 18 年 10 月 1 日	若年認知症来所相談開始（平成 29 年度末まで）
平成 20 年 1 月 11 日	自死遺族来所相談開始
平成 20 年 3 月 14 日	自死遺族交流会開始
平成 22 年 2 月 1 日	こころの緊急支援事業（CRP）試行開始
平成 22 年 9 月 30 日	会議室（別棟）竣工
平成 22 年 10 月 1 日	こころの緊急支援事業（CRP）開始
平成 26 年 6 月 1 日	ひきこもり支援センター開設
平成 29 年 4 月 1 日	自殺対策推進センター開設
平成 31 年 4 月 1 日	依存症相談拠点機関指定

2 所在地と施設概要

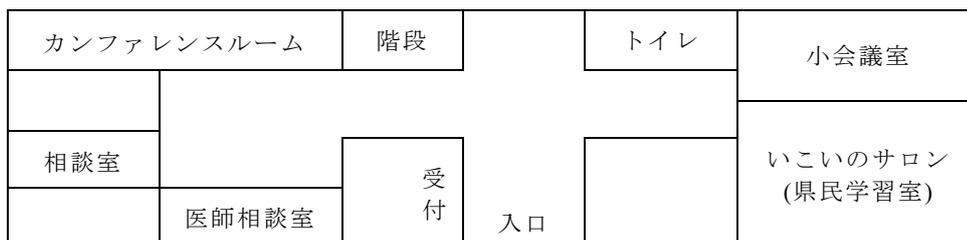
- (1) 所在地 〒379-2166 前橋市野中町368
- (2) 電話等 代表電話 027-263-1166
電話相談専用 027-263-1156
FAX 027-261-9912
- (3) ホームページ <http://www.pref.gunma.jp>
- (4) e-mail kokoro@pref.gunma.lg.jp
- (5) 敷地面積 3,454 m²
- (6) 建築面積 延べ970.90 m²
(1階553.26 m²、2階314.03 m²、会議室(別棟)103.61 m²)
- (7) 構造 鉄筋コンクリート造2階建、軽量鉄骨造1階建(会議室(別棟))



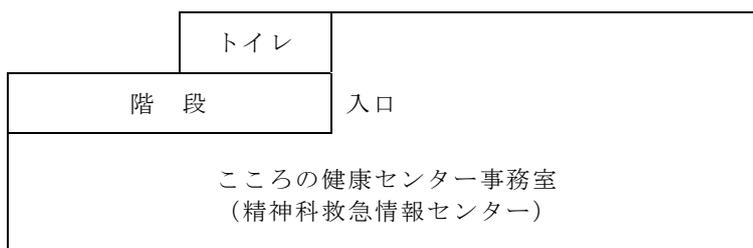
建物写真

(8) 平面図

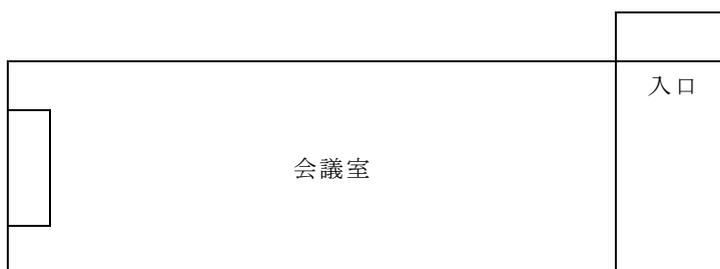
1階



2階



別棟



3 組織

業務の特性に応じ、次の6係で事業を推進した。

なお、救急移送業務については、全職員体制で実施した。

所長	—	精神保健主監	—	次長	—	総務審査係	5人	(2人)
1人		1人		2人		救急支援係	7人	(2人)
						手帳・自立支援係	8人	(3人)
						企画研修係	10人	(4人)
						相談援助第一係	12人	(7人)
						相談援助第二係	11人	(7人)
						合計(役職者含む)	57人	(25人)

注1 人数は令和4年3月31日現在

注2 ()内は非常勤職員で内数

4 職員内訳

令和4年3月31日現在（単位：人）

係名	職名	職種	常勤	会計年度 任用職員	兼務	計	備考 ()は、会計年度任用職員で内数	
所属長	所長	精神科医師	1			1		
	主監	事務	1			1		
次長	次長	事務	1			1		
	次長	保健師	1			1		
総務審査係	係長	事務	1			1	事務 3 看護師 2(2)	
	主幹	事務	1			1		
	主事	事務	1			1		
	会年職	看護師		2		2		
	計		3	2	0	5		
救急支援係	係長	保健師	1			1	事務 3 医師 1 保健師 1 看護師 2(2)	
	医長	精神科医師	1			1		
	主幹	事務	2			2		
	主任	事務	1			1		
	会年職	看護師		2		2		
	計		5	2	0	7		
手帳・ 自立支援係	係長	事務	1			1	事務 7(3) 医師 1	
	部長	精神科医師	1			1		
	主幹	事務	1			1		
	主任	事務	1			1		
	主事	事務	1			1		
	会年職	事務		3		3		
	計		5	3	0	8		
企画研修係	補佐(係長)	事務	1			1	事務 2 保健師 5(1) 看護師 1(1) 心理 2(2)	
	主幹	保健師	1			1		
	副主幹	事務	1			1		
	技師	保健師	3			3		
	会計年度 任用職員	保健師			1			1
		看護師			1			1
		心理			2			2
		精神保健福祉						
計		6	4	0	10			

名	職名	職種	常勤	会計年度 任用職員	兼務	計	備考 ()は、会計年度任用職員で内数	
相談援助 第一係	技師	精神科医師			2	2	医師 3(1) 保健師 3 看護師 1 心理 4(3) 精神保健福祉士 1(1)	
	技師長(係長)	保健師	1			1		
	主幹	心理	1			1		
	主幹	看護師	1			1		
	技師	保健師	2			2		
	会計年度 任用職員	精神科医師			1			1
		心理			3			3
		精神保健福祉			1			1
計			5	5	2	12		
相談援助 第二係	係長	保健師	1			1	医師 4(3) 保健師 3 心理 2(2) 精神保健福祉士 2(2)	
	技師長	精神科医師	1			1		
	技師	保健師	2			2		
	会計年度 任用職員	精神科医師			3			3
		心理			2			2
		精神保健福祉			2			2
	計			4	7	0		11
合 計	精神科医師		4	4	2	10		
	事務		14	3		17		
	保健師		12	1		13		
	看護師		1	5		5		
	心理		1	7		8		
	精神保健福祉		0	3		4		
	合 計			32	23	2		57

Ⅲ 実施状況

第 1 精神保健福祉センター業務

1 教育研修

(1) 事業の目的

精神保健福祉行政を円滑に推進するため、精神保健福祉業務に従事する市町村、保健福祉事務所及び関係施設の職員等を対象に、資質や技術の向上を目的に基礎研修や専門研修等を実施した。

(2) 事業の実績

1) 精神保健福祉初任者研修

対 象	日 程	内 容・講師等	出席者
新任の精神保健福祉担当者（市町村、保健福祉事務所、精神障害者福祉サービス事業者等の精神保健福祉業務に従事する新任（着任概ね3年以内）の職員）	R3 5/31 (月) ～ 6/30 (水)	①精神疾患の理解を深める こころの健康センター職員（医師） ②精神障害者家族会の活動について 群馬県精神障害者家族会連合会 ③精神科病院の入院治療と退院後支援の仕組み 県立精神医療センター職員（精神保健福祉士） ④地域移行支援と地域定着支援の実際 （社福）アルカディア 相談支援専門員 ⑤精神障害者のエンパワメント （社福）明清会 相談支援事業所 相談支援専門員 ⑥当事者からのメッセージ 精神障害当事者（ピアサポーター） 開催方法 オンライン開催（動画配信）	151人

2) 精神保健福祉専門研修（電話相談員研修会）

対 象	日 程	内 容・講師・会場等	出席者
県内の相談機関で電話相談に従事する者	R4 1/12 (水)	講義・演習・グループワーク 「電話相談の基本と困難対応ケースへの対応～自殺を防ぐためにできること～」 講師 NPO法人メンタルケア協議会 理事 西村 由紀 氏 会場 所内会議室（講師とのオンライン中継）	15人

※令和4年2月22日（火）に第2回を開催予定であったが、本県におけるまん延防止等重点措置の延長等の状況から中止とした。

2 技術指導及び技術援助

(1) 事業の目的

地域精神保健福祉活動を推進するため、精神保健福祉の専門的中枢機関として、各種関係機関に対して技術指導及び技術援助を行っている。

(2) 事業の実績（※印は県「出前なんでも講座」として実施）

No	実施日	事業内容	主催者	対象者	出席者	対応職種
1	R3 7/30	自殺対策におけるゲートキーパーについて※	群馬障害者職業センター	職員	20	保健師 2
2	8/3	利根沼田養護教諭会研修会	利根沼田養護教諭会	利根沼田 小・中・高校 養護教諭	43	医師 1
3	9/13	教育相談中級研修講座	群馬県総合教育センター	小・中・高校・特別支援学校教職員	33	医師 1
4	10/12	ひきこもりについて※	伊勢崎市南地区民生委員児童委員協議会	民生委員、児童委員	21	保健師 1
5	10/22 11/15	ひきこもりの方をもつ家族のつどい	群馬県社会福祉協議会	ひきこもりの方をもつ家族	8	医師 1 保健師 1 精神保健福祉士 1
6	11/1 11/29	取調べ技能専科	群馬県警察本部刑事企画課	警察官		医師 1
7	11/1 ～ 11/30	前橋市精神保健福祉関係職員研修（オンライン）	前橋市保健予防課	前橋市内グループホーム職員		医師 1
8	11/10	ひきこもりを学ぶ※	カウンセリング研究会 2000	一般参加者	10	保健師
9	11/11	道徳講演会（いのちを守る、支える）	群馬県立太田工業高校	在校生徒	507	保健師 1
10	11/17	群馬県としての自殺対策※	群馬児童思春期精神医療勉強会	医師など	13	医師 1 保健師 2
11	11/18	ひきこもりについて※	館林市民生委員児童委員協議会	民生委員、児童委員	88	保健師 1
12	11/18	精神障害と救急医療	群馬県消防学校	救急科学生	68	医師 1
13	11/22	ひきこもりについて※	大泉町地域包括支援センター	居宅支援事業所ケアマネージャー	45	保健師 1 精神保健福祉士 1
14	11/29	地域看護学方法論 I	群馬大学医学部	看護学専攻学生	80	保健師 1
15	12/11	初級障がい者スポーツ指導員養成講習会	群馬県障害者スポーツ協会	受講生	20	医師 1
16	12/15 12/16	自殺対策におけるゲートキーパーについて※	群馬労働局	職員	18 16	保健師 2
17	12/17	ゲートキーパー養成研修	千代田町	千代田町議員及び職員	21	保健師 1
18	12/22	ひきこもり家族教室	安中市	ひきこもりで悩む家族や支援者	20	医師 1

19	R4 1/12	ひきこもりを学ぶ※	榛東村民生委員 児童委員協議会	民生委員児童委員	30	保健師 1
20	R4 1/28	研究授業「窃盗防止指導」	前橋刑務所	刑務官		医師 1
21	2/5	地域自殺対策強化事業 研修会（オンライン）	群馬県作業療 法士会	医療福祉関係者 教育関係者	46	医師 1
22	2/16	自立支援研究委員会・ 地域福祉研究委員会・ 子ども福祉研究委員 会・主任児童委員連絡 会議	群馬県民生委員 児童委員協 議会	民生委員児童委員	112	保健師 1
23	2/26	全国保健師長会群馬県 支部・県庁保健師会研 修会（オンライン）	全国保健師長 会群馬県支部	保健師		医師 1

出席者数は記録があるもののみ記載。

3 広報普及活動

(1) 事業の目的

県民に対し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、各種の事業や広報媒体を通じ、全県的規模で広報普及活動を実施した。

(2) 事業の実績

1) 「こころの相談Q & A」の新聞掲載

電話相談や来所相談で相談の多い事例について、毎月第1月曜日に上毛新聞の「生活」面に記事を掲載した。

掲載月	テ ー マ
令和3年 4月	・老年期精神病について
5月	・思春期について
6月	・ギャンブル依存症について
7月	・ゲーム依存について
8月	・統合失調症について
9月	・死にたいと打ち明けられたら
10月	・薬物依存について
11月	・ひきこもりについて
12月	・高次脳機能障害について
令和4年 1月	・精神保健福祉障害者手帳について
2月	・自立支援医療（精神通院）について
3月	・自死遺族相談について

2) ホームページ

当センターの事業の紹介や案内、統計資料の公表をホームページにより行った。

ホームページアドレス：<http://www.pref.gunma.jp/07/p11700016.html>

3) 図書等の貸出（貸し出し不可の書籍等も含む）

蔵書 全冊数 428冊

4 こころの県民講座

(1) 事業の目的

現代社会が抱える精神保健福祉に関わる諸問題をわかりやすく取り上げ、県民に対する精神保健福祉の知識の普及や意識の高揚を図る。

(2) 事業の実績

1) テーマ 「子どもたちのメンタルヘルスを支える～「自己存在」に着目して～」

配信期間 令和4年2月21日(土)～令和4年3月7日(月)

開催方法 動画配信 (YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で限定公開)

講師 群馬大学医学部附属病院 精神科神経科 病院講師 藤平和吉 氏
シンポジウム

コーディネーター：群馬大学医学部附属病院/精神科医師 藤平和吉 氏

シンポジスト：日本体育大学児童スポーツ教育学部/臨床心理士 宇部弘子 氏

沼田市立沼田北小学校/養護教諭 真船由美子 氏

群馬県児童福祉・青少年課/保健師 中林千晶 氏

群馬県こころの健康センター/精神科医師 大館実穂 氏

コメンテーター：群馬県こころの健康センター/精神科医師 佐藤浩司 氏

参加者 622人 (動画再生回数 1,187回)

2) テーマ 「開け！未来の扉～逆境でも前進できる人を育む～」

配信期間 令和4年3月1日(火)～3月31日(木)

開催方法 動画配信 (YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で限定公開)

講師 前橋育英高等学校サッカー部監督 学監 山田耕介 氏

参加者 385人 (動画再生回数 771回)

5 精神保健福祉相談

県民からこころの悩みや不安についての相談を受け、必要に応じて、支援機関や当センター事業を紹介、地域への繋ぎなどを実施している。

(1) 電話相談

1) 事業の説明

1. こころの健康センター電話相談

月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9:00～17:00 に実施。

2. こころの健康相談統一ダイヤル

月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9:00～22:00 に実施。

2) 事業の実績

① 電話相談件数の推移

電話相談の延べ相談件数は 7,664 件で、こころの健康センター電話相談は 3,682 件、こころの健康相談統一ダイヤルは年々増加しているが、R3 年度は 4,036 件と R2 年度と比較して減少した。R2 年度は新型コロナウイルスによる相談が増加したこと、休日も対応していたことが要因と思われる。

② 相談経路

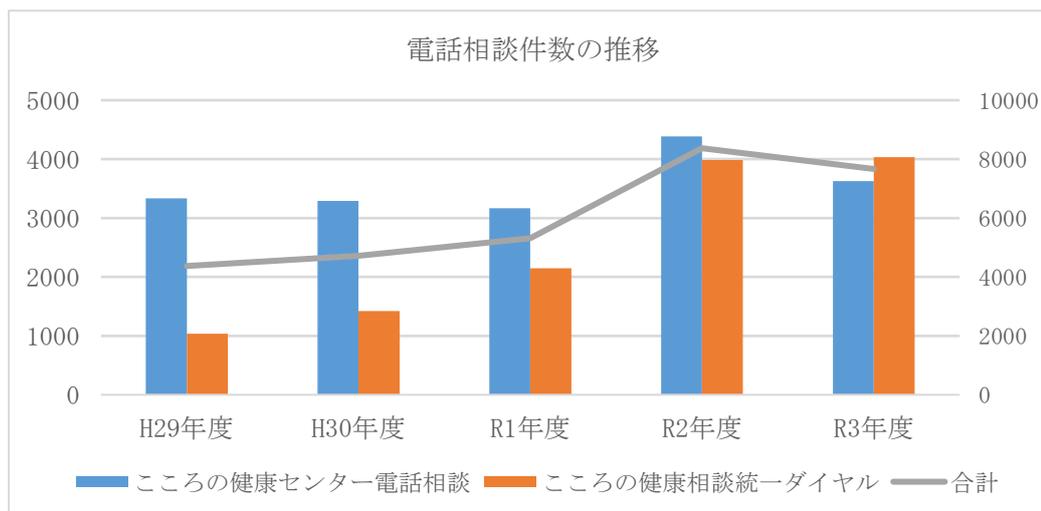
電話相談に至ったきっかけ（経路）は、「インターネット」が 2,567 件（33.6%）と最も多く、次いで「新聞・広報等」は 1,437 件（18.8%）、「保健・福祉関係」は 1,265 件（16.5%）となった。

③ 相談内容

対人関係及び心理的な悩みに関することが半数以上を占めた。「話したい（頻回利用）」は 3,801 件（49.6%）と最も多く、「心理的な相談・自分の性格」が 1,070 件（14.0%）となっている。次いで「医療機関・関係機関に関すること」が 585 件（7.6%）となっている。

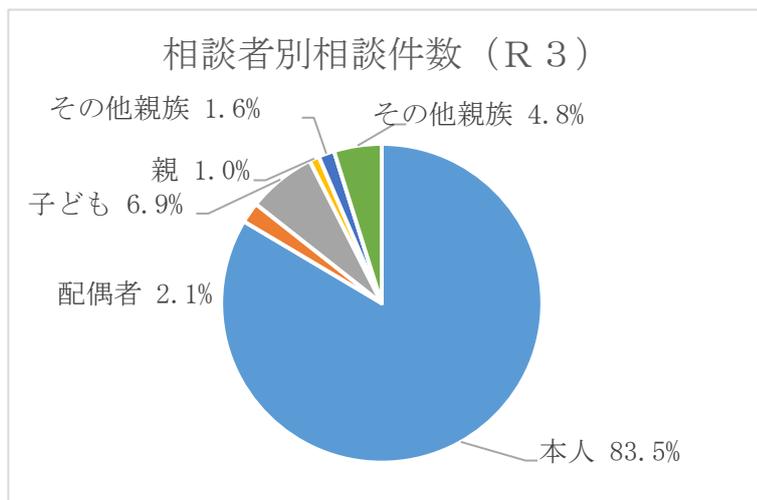
電話相談件数の推移

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
こころの健康センター電話相談	3,333	3,290	3,167	4,385	3,628
こころの健康相談統一ダイヤル	1,039	1,423	2,146	3,987	4,036
計	4,372	4,713	5,313	8,372	7,664



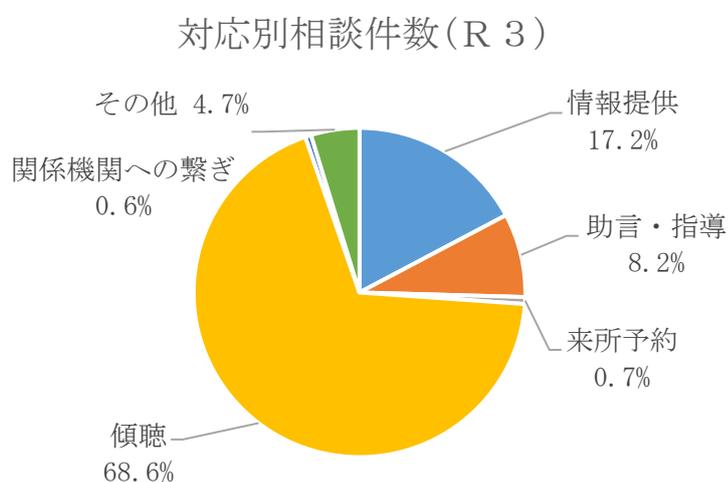
相談対象者別相談件数

被相談者	R 3	R 2
本人	6,400	6,855
配偶者	162	224
子ども	531	565
親	76	116
その他親族	125	131
その他	370	481
計	7,664	8,372



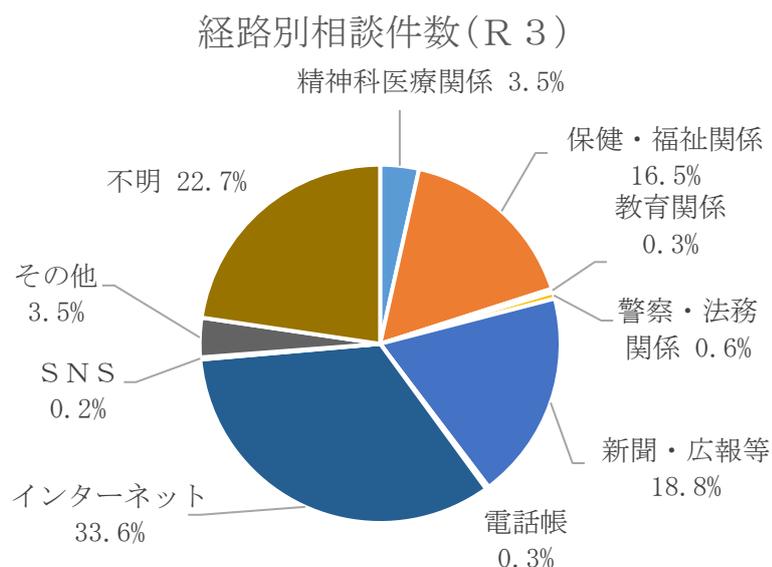
対応別相談件数

対応	R 3	R 2
情報提供	1,320	1,275
助言・指導	630	1,798
来所予約	52	68
傾聴	5,256	4,690
関係機関への繋ぎ	44	42
その他	362	499
計	7,664	8,372



経路別相談件数

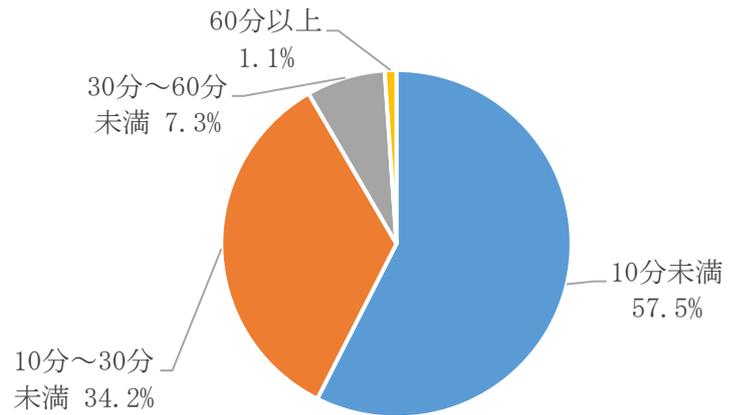
相談経路	R 3	R 2
精神科医療関係	265	155
保健・福祉関係	1,265	1,046
教育関係	25	26
警察・法務関係	45	86
新聞・広報等	1,437	2,217
電話帳	22	24
インターネット	2,567	2,644
SNS	15	—
その他	271	186
不明	1,732	1,988
計	7,664	8,372



相談時間別相談件数

相談時間	R 3	R 2
10分未満	4,404	4,579
10分～30分未満	2,619	2,898
30分～60分未満	559	795
60分以上	82	100
計	7,664	8,372

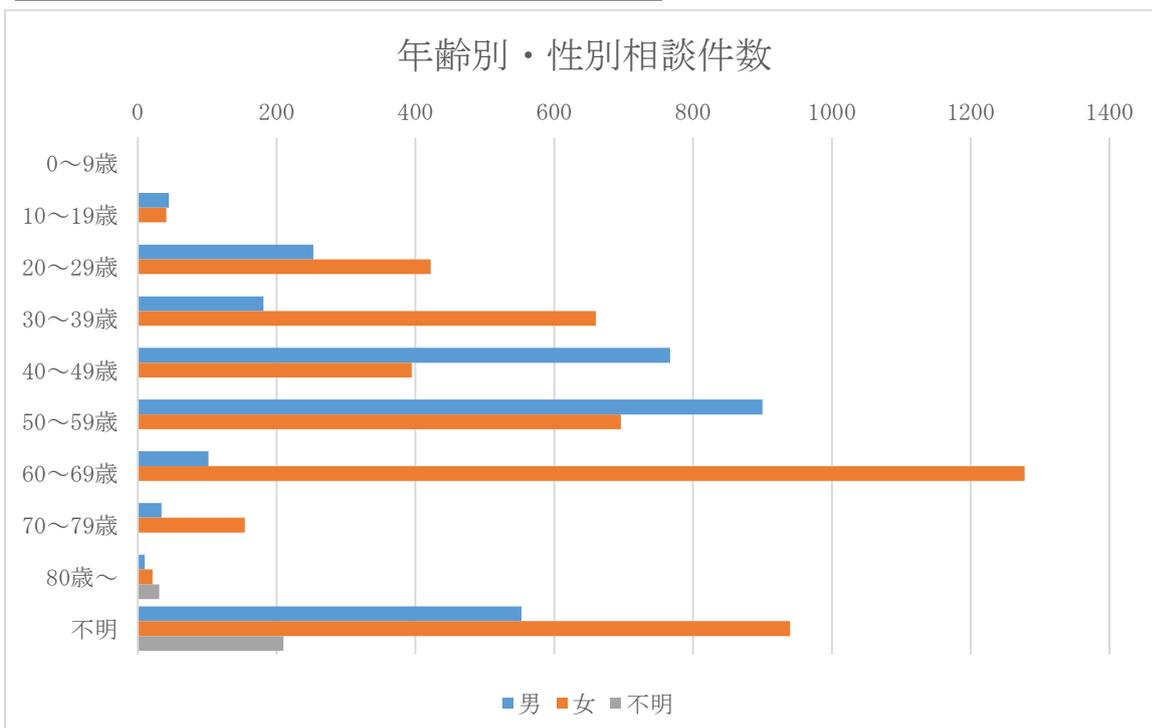
相談時間別相談件数(R 3)



相談者の年齢別・性別相談件数

年齢区分	男	女	不明	小計
0～9歳	0	0	0	0
10～19歳	45	41	1	87
20～29歳	253	422	1	676
30～39歳	181	660	0	841
40～49歳	767	395	0	1,162
50～59歳	900	696	0	1,596
60～69歳	102	1,278	0	1,380
70～79歳	34	154	0	188
80歳以上	10	21	0	31
不明	553	940	210	1,703
計	2,845	4,607	212	7,664

年齢別・性別相談件数



相談内容		R 3		R 2	
		件数	率(%)	件数	率(%)
行動上の問題に関する こと	高次脳機能障害	2	0.0	3	0.0
	若年認知症	4	0.0	1	0.0
	ひきこもり	10	0.1	9	0.1
	不登校	12	0.2	12	0.2
	家庭内暴力	14	0.2	19	0.2
	依存	358	4.7	280	3.4
	問題行動	23	0.3	98	1.2
対人関係及び心理的な 悩みに関すること	家庭内のこと	373	4.9	472	5.6
	友人・隣人・恋人	72	0.9	94	1.1
	職場内のこと	101	1.3	116	1.4
	心理的な相談・自分の性格	1,070	14.0	1,550	18.5
	話したい(頻回利用)	3,801	49.6	4,042	48.3
他機関・福祉制度に関す ること	医療機関・関係機関に関す ること	585	7.6	394	4.7
	経済的なこと	72	0.9	85	1.0
	就労	69	0.9	73	0.9
	日常生活	266	3.5	221	2.6
	その他の法・制度	42	0.5	38	0.5
教育に関すること	学校	12	0.2	27	0.3
	子育て・療育	51	0.7	31	0.4
当センターに関するこ と	当センターに関すること	176	2.3	103	1.2
その他	その他	551	7.2	704	8.4
計		7,664	100	8,372	100

(2) メール相談

1) 相談日 メールは 24 時間受信し、2 週間以内に返信を行っている。

2) 従事者 精神科医師、心理士、保健師

3) 事業の実績 相談件数は延べ 68 件であった。

① 相談の内容

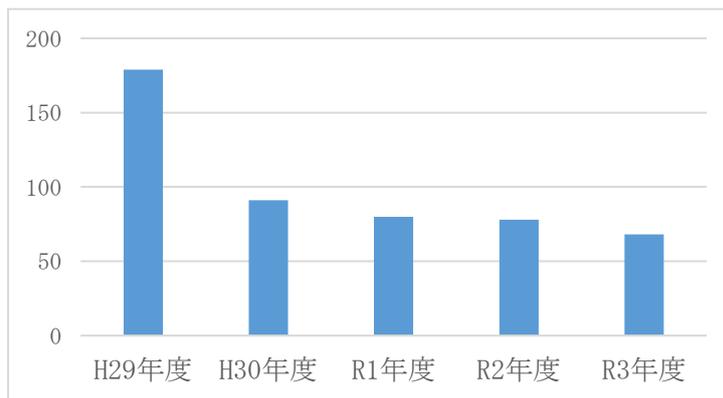
対人関係及び心理的な悩みに関することの「心理的な相談・自分の性格」と行動上の問題に関することの「問題行動」が 11 件 (16.1%) と最も多かった。次いで「医療機関・関係機関に関すること」が 8 件 (11.8%) となっている。

② 受付時間帯

受信件数が最も多い時間帯は、9:00～12:00 と 22:01～8:59 でそれぞれ 19 件 (27.9%) となった。

メール相談件数の推移

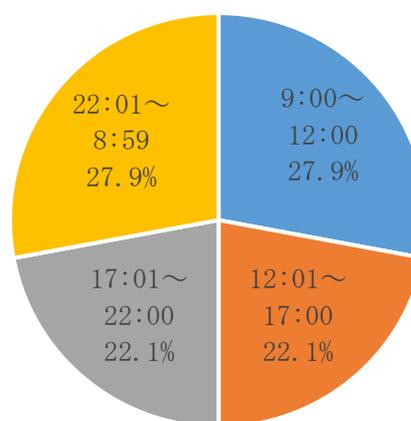
	延べ件数
H29年度	179
H30年度	91
R1年度	80
R2年度	78
R3年度	68



受信時間別件数

受信時間	R 3	R 2
9:00～12:00	19	13
12:01～17:00	15	28
17:01～22:00	15	20
22:01～8:59	19	17
計	68	78

受信時間別相談件数(R 3)



相談内容別相談件数

相談内容		R 3		R 2	
		件数	率(%)	件数	率(%)
行動上の問題に関する こと	高次脳機能障害	0	0.0	0	0.0
	若年認知症	0	0.0	0	0.0
	ひきこもり	5	7.4	8	10.2
	不登校	3	4.4	2	2.6
	家庭内暴力	0	0.0	0	0.0
	依存	3	4.4	14	17.9
	問題行動	11	16.1	12	15.4
対人関係及び心理的 な悩みに関する こと	家庭内のこと	5	7.4	4	5.1
	友人・隣人・恋人	2	2.9	1	1.3
	職場内のこと	0	0.0	1	1.3
	心理的な相談・自分の性格	11	16.1	20	25.6
	話したい(頻回利用)	3	4.4	2	2.6
他機関・福祉制度に 関すること	医療機関・関係機関に関する こと	8	11.8	7	9.0
	経済的なこと	0	0.0	1	1.3
	就労	3	4.4	1	1.3

	日常生活	2	3.0	0	0.0
	その他の法・制度	3	4.4	0	0.0
教育に関すること	学校	0	0.0	0	0.0
	子育て・療育	3	4.4	0	0.0
当センターに関すること	当センターに関すること	1	1.5	3	3.8
その他	その他	5	7.4	2	2.6
計		68	100	78	100

(3) 来所相談

- 1) 事業内容 思春期、依存症及びひきこもり等の特定相談を行っている。
- 2) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士、精神保健福祉士
- 3) 事業の実績

相談件数は実 111 件、延べ 148 件であった。相談ごとの詳細は各事業に再掲する。

① 相談の来所者

実相談件数で見ると、「家族のみ」で来所相談したケースが 58 件(52.3%)と半分を占めており、以下「本人のみ」32 件(28.8%)、「本人と家族」16 件(14.4%)となった。相談のために本人が来所した割合は 44.1%となった。

② 来所経路

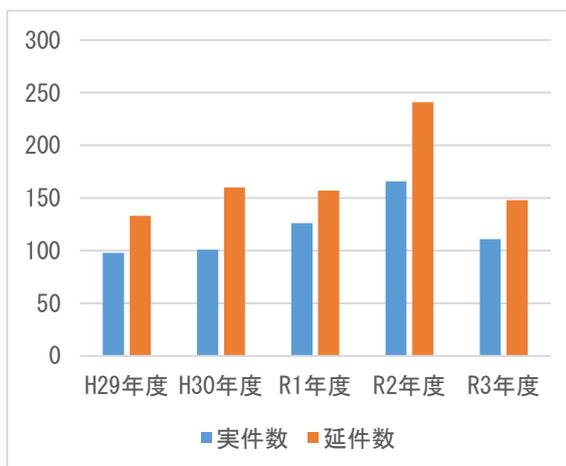
来所相談に至った経路として、「インターネット」からの相談が 43 件(38.8%)と最も多く、次いで「その他の関係機関」からの相談が 17 件(15.3%)となった。

③ 相談の内容

来所相談の相談内容は、ひきこもりに関する相談が 54 件(36.5%)と最も多く、次いで依存に関する相談が 39 件(26.3%)となった。

来所相談件数の推移(単位：件)

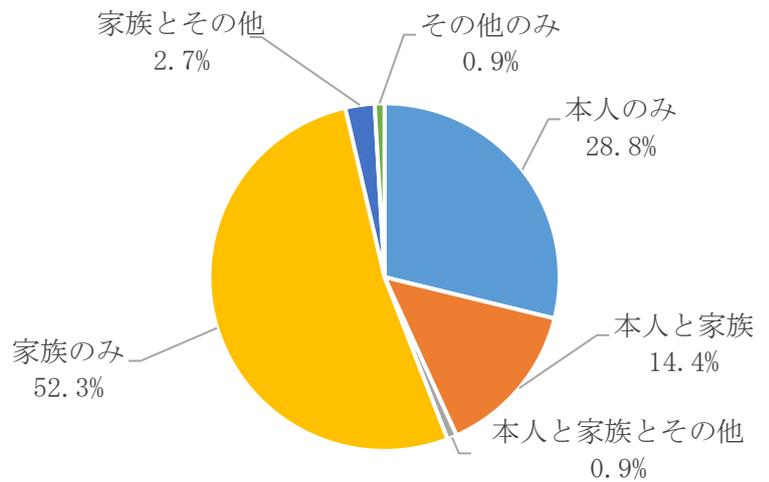
	実	延べ
H29 年度	98	133
H30 年度	101	160
R1 年度	126	157
R2 年度	166	241
R3 年度	111	148



相談者別相談件数

相談者	実	延べ
本人のみ	32	38
本人と家族	16	22
本人と家族とその他	1	1
家族のみ	58	81
家族とその他	3	5
その他のみ	1	1
計	111	148

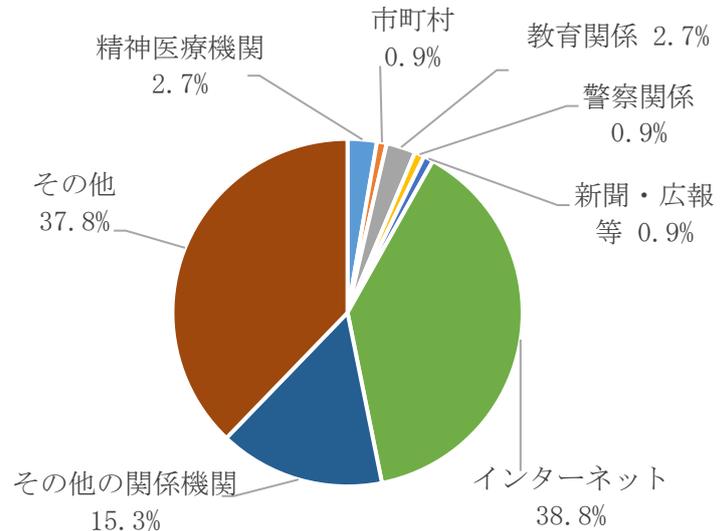
相談者別相談件数(R3：実)



相談経路(相談のきっかけ)

経路	R3	R2
精神医療機関	3	10
保健所	0	2
保健所以外の保健・福祉関係	0	4
市町村	1	8
教育関係	3	1
警察関係	1	3
司法関係	0	1
新聞・広報等	1	3
電話帳	0	1
インターネット	43	70
その他の関係機関	17	4
その他	42	59
不明	0	0
計	111	166

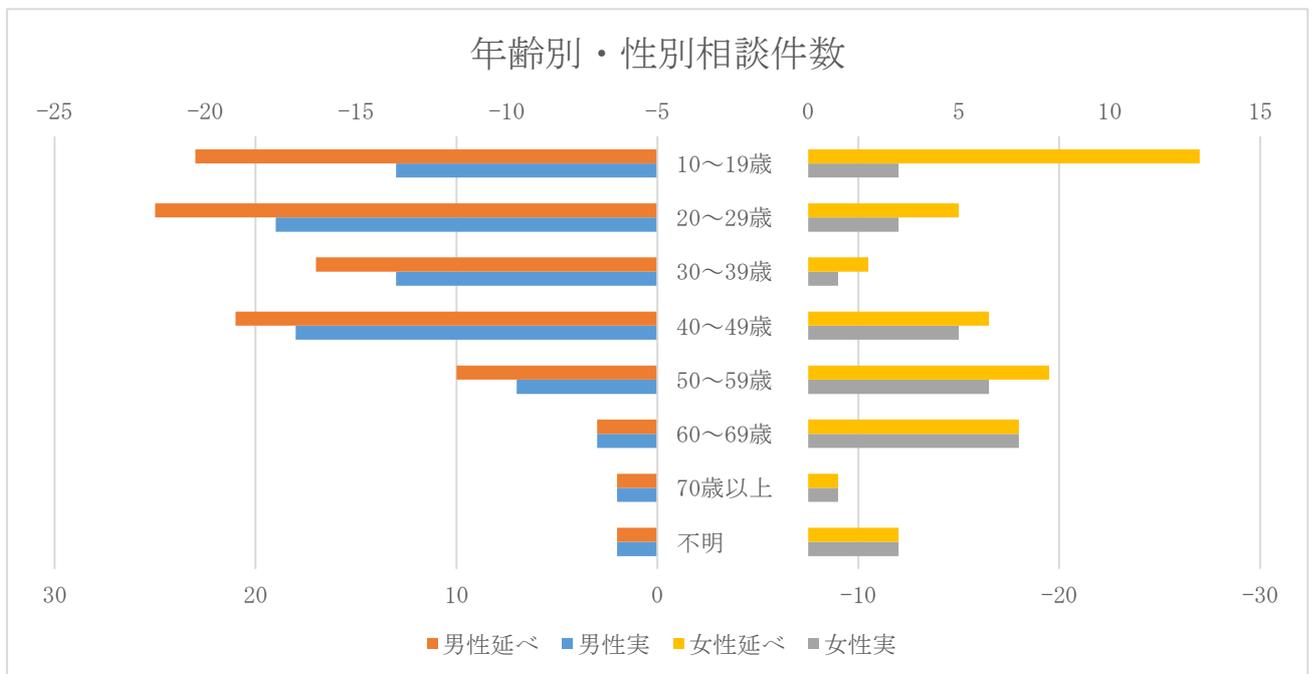
相談経路(R3)



相談対象者の年齢

	年齢区分	男性	女性	計
実	0～9歳	0	0	0
	10～19歳	13	8	21
	20～29歳	19	3	22
	30～39歳	13	1	14
	40～49歳	18	5	23
	50歳～59歳	7	6	13
	60歳～69歳	3	7	10
	70歳以上	2	1	3

	不明	2	3	5
	小計	77	34	111
延	0～9歳	0	0	0
	10～19歳	23	13	36
	20～29歳	25	5	30
	30～39歳	17	2	19
	40～49歳	21	6	27
	50～59歳	10	8	18
	60～69歳	3	7	10
	70歳以上	2	1	3
	不明	2	3	5
	小計	103	45	148



相談内容別相談件数

相談内容		R 3		R 2	
		件数	率(%)	件数	率(%)
行動上の問題に関する こと	高次脳機能障害	1	0.7	1	0.4
	若年認知症	0	0.0	0	0.0
	ひきこもり	54	36.5	93	38.6
	不登校	8	5.4	3	1.2
	家庭内暴力	0	0.0	1	0.4

	依存	39	26.3	74	30.7
	問題行動	2	1.4	4	1.7
対人関係及び心理的な 悩みに関すること	家庭内のこと	5	3.4	17	7.1
	友人・隣人・恋人	0	0.0	0	0.0
	職場内のこと	0	0.0	0	0.0
	心理的な相談・自分の性格	5	3.4	5	2.1
	話したい(頻回利用)	0	0.0	1	0.4
他機関・福祉制度に関 すること	医療機関・関係機関に関すること	3	2.0	3	1.2
	経済的なこと	1	0.7	0	0.0
	就労	4	2.7	6	2.5
	日常生活	19	12.8	14	5.8
	その他の法・制度	0	0.0	0	0.0
教育に関すること	学校	0	0.0	0	0.0
	子育て・療育	0	0.0	0	0.0
当センターに関すること	当センターに関すること	0	0.0	0	0.0
その他	その他	7	4.7	19	7.9
計		148	100	241	100

診断区分別相談件数

	実		延	
	件数	率(%)	件数	率(%)
F0 症状性を含む器質性精神障害	0	0.0	0	0.0
F1 精神作用物質による障害	11	15.1	12	13.0
F2 統合失調症・統合失調型障害 非定型	1	1.4	1	1.1
F3 気分障害	1	1.4	3	3.2
F4 神経症・ストレス関連障害・身体表現性障害	3	4.1	5	5.4
F5 生理的障害・身体的要因に関連した行動障害	2	2.7	2	2.1
F6 成人の人格・行動の障害	15	20.5	15	16.1
F7 知的障害	0	0	0	0
F8 心理的発達の障害	2	2.7	2	2.1
F9 小児期・青年期の障害	0	0	0	0
その他	3	4.1	5	5.4
診断保留・未診断	27	37.0	40	43.0
異常と認めず	8	11.0	8	8.6
計	73	100	93	100

※面接相談のうち、医師相談を行ったもののみ計上

6 アルコール・薬物・ギャンブル等関連問題事業

平成31年4月より「依存症相談拠点」として、それまで実施してきた依存症相談や家族教室・本人向け回復プログラムなどの継続の他、研修やリーフレット等による情報提供、ホームページの充実による支援機関の周知、各機関との会議や共催事業を実施して連携を図るなど、当センターの事業と地域の社会資源を結びつけた依存症支援の強化を図った。

(1) 依存症医師相談

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症問題で困っている当事者及びその家族等を対象に、精神科医師による来所相談を実施している。

依存症問題を持つ当事者と依存問題に影響された家族の回復を目的とし、適宜、依存症家族教室や依存症からの回復支援塾（本人向け）及び地域の社会資源に結びつけている。

1) 開催 月2回（偶数月は3回）

2) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士

3) 事業の実績

(単位 件数)

年度	相談 件数	相談内容内訳						
		違法薬物	処方薬	市販薬	溶剤溶剤	アルコール	ギャンブル 借金・買い物	その他
H29年度	33	2	1	0	0	7	21	2
H30年度	31	4	2	2	0	12	10	1
R元年度	40	2	1	1	0	16	18	2
R2年度	40	3	4	1	0	15	16	1
R3年度	35	4	0	1	0	10	18	2

(2) 依存症者の家族教室

平成25年3月より家族支援プログラムとして「ぐんま依存症ファミリートレーニング(GIFT)」を実施している。GIFTはCRAFT（コミュニティ強化と家族訓練）を参考に作成したもので、6回1クール、年に2クール実施している。

1) 目標 家族が本人についての考え方や行動の仕方を整理し、実践練習することを通して、①家族が苦勞を減らすこと、②本人の依存症問題を減らすこと、③本人が依存症に向き合うこと、を達成することを目標とする。

2) 開催 毎月第2火曜日 午後1時30分～4時30分

3) 内容 家族支援プログラム GIFT の実施と参加者同士の話し合い

4) 従事者 精神科医師、保健師、心理士

5) 延べ参加者数 51人

【GIFTプログラム】

回	家族支援プログラム GIFT の学習テーマ
第1回	トラブルマップで問題を解決する
第2回	暴力への対応と限界設定
第3回	ポジティブコミュニケーション
第4回	関わり方の整理
第5回	自分の生活を豊かにする
第6回	本人に治療を勧める

(3) 依存症からの回復支援塾

平成28年度から、依存症当事者を対象とした「依存症からの回復支援塾」を開催。本事業は、集団治療回復プログラムを提供するとともに、その普及を図ることを目的としている。

- 1) 目 標 参加者が自己肯定感を高め、自分自身に合った社会資源（専門医療機関や自助グループ等）を利用しながら、その人らしい安定した生活を継続して送ることができるよう集団プログラムを開催する。
- 2) 開 催 毎月第1・3金曜日の13時30分～15時
- 3) 内 容 物質使用障害治療プログラムSMARPP（Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program）16を10回1クールに一部改編したもの。年間2クール実施。
- 4) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士
コ・ファシリテーター 回復者（藤岡ダルクスタッフ）
- 5) 参加者数 実13人、延121人

(4) 依存症県民セミナー

アルコールや薬物、ギャンブルの依存症について広く知ってもらうことを目的として実施した。

- 1) テーマ 「依存症と家族～対応の基本と回復～」
- 2) 配信期間 令和3年11月1日（月）～11月30日（火）
- 3) 開催方法 群馬県 YouTube 公式チャンネル tsulunox
- 4) 講師 原宿カウンセリングセンター 信田さよこ 氏
- 5) 参加者数 268人（動画再生回数467回）

(5) 依存症回復支援者研修会

地域における依存症支援者の援助技術の向上を図り、本人や家族のニーズに応じた相談体制の充実強化を図ることを目的として実施した。

- 1) 日時・場所 令和3年12月23日(木) 群馬県産業技術センター
- 2) 対象 県内で依存症の相談対応等に従事する機会のある保健、医療、福祉、教育、司法、警察などの関連機関の職員等
- 3) 参加者 42人(コロナ感染症防止対策として50人限定とした)
- 4) 講義内容
 - ①「群馬県こころの健康センター事業紹介」講師：こころの健康センター職員
 - ②「依存症の基礎知識」講師：こころの健康センター 医師 三浦侑乃 氏
 - ③「赤城高原ホスピタルでの依存症治療について」
講師：赤城高原ホスピタル 精神保健福祉士 永尾奈生実 氏
 - ④「群馬ダルクについて」講師：藤岡ダルク 平田稔 氏
 - ⑤「当事者・家族からのメッセージ」 AA (アルコール依存症) FA
 - ⑥事例検討

(6) 連携会議運営事業

依存症患者に対する包括的な支援を実施するため、行政、医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を行うことを目的に依存症地域支援連携会議を開催した。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、参加者を絞り開催した。

	開催日、参加状況	内 容
第 1 回	R3.9.24 参加人数：4団体4名 事務局4名	①各機関の依存症対策の取組の近況報告について ②今後の依存症対策推進に必要な取組について ③支援者向け研修会について ④その他

(7) ゲーム依存症支援者向け研修会 (R3年度新規事業)

ゲーム依存症についての知識を深め、ゲーム依存症者とその家族に対する相談技術の向上を目的として開催した。

- 1) 日 時 令和3年12月10日 午前9時20分～午後3時30分
- 2) 開催方法 オンライン形式(ZOOM)
- 3) 参加者 26名
- 4) 講 師 独立行政法人国立病院機構さいがた医療センターSai-DATメンバー
- 5) 講義内容
 - I. ゲーム依存症の理解
 - II. Sai-DATの理念と理解
 - III. 治療と支援の実際
 - IV. ゲーム依存症の心理、発達障害
 - V. 家族支援
 - VI. 多職種連携支援
 - VII. 事例検討会
 - VIII. 質疑応答

(8) その他

県内における依存症関連問題自助グループや関係機関との連絡・調整、助言等を随時行っている。

1) 講話・研修会等

- ① 刑務所や保護観察所など、関係機関への講師派遣
- ② 出前なんでも講座（依存症に関するもの）を1回実施した

2) 回復支援のための協力

ダルク・専門病院・保護観察所との回復プログラムの共有や情報交換・見学等

3) 情報発信

- ① 新聞・ラジオ・研修会を活用した依存症の啓発
- ② 依存症リーフレット、ポスターや依存症相談カードを作成、相談窓口の周知
- ③ インターネット検索連動型広告にてゲーム依存症に関する相談窓口の周知（R3年度新規事業）

7 思春期相談

(1) 事業の目的

思春期精神保健に関する知識の普及や相談等総合的な対策をとることにより、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進および適応障害の予防と早期発見等を図る。

(2) 事業実績

1) 来所相談

思春期に対する専門医師による相談と必要に応じた心理検査の実施により、本人特性を踏まえながらアドバイスを行っている。

相談件数の内容は統計上、主なもので分類しているが重層的な内容が多い。

年度	相談件数		相談内容 (単位：件)							
			ひきこもり		不登校		発達障害		その他	
	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ
29	18	29	5	12	2	2	1	1	10	14
30	12	21	4	8	4	5	0	0	4	8
31(元)	18	26	7	11	4	5	0	0	7	10
2	11	16	7	10	2	3	0	0	2	3
3	28	38	11	15	8	9	0	0	9	14

2) 児童思春期講演会

児童思春期をテーマに年間1回「こころの県民講座」として開催。詳細については、15ページに記載。

8 自殺対策事業

(1) 事業の目的

地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に推進する拠点として、平成29年4月1日、こころの健康センター内に「群馬県自殺対策推進センター」を設置した。令和3年度は既存の事業を活かしながらも新型コロナ感染流行を考慮した若年層への支援、ハイリスク者への支援及び地域の特性に応じた対策の支援等の事業を実施した。

(2) 事業実績

1) 若年層への支援

①教職員向け自殺危機初期介入スキルワークショップ

自殺危機初期介入スキル研究会の協力を得て、教諭・養護教諭等を対象に、ロールプレイを用いた参加型の実践的なワークショップを実施した。

日時：令和3年8月11日、8月20日、10月5日、10月26日、11月30日

参加者：16人(8月11日)、14人(8月20日)、16人(10月5日)、16人(10月26日)
14人(11月30日)

講師：木藤 陽香保健師、鈴木 紋子保健師、鈴木 浄美保健師（こころの健康センター）

②若い世代に向けた自殺対策動画の制作

若者に対して県の相談窓口に関する情報を届け、自殺を未然に防ぐために、若い世代に向けた自殺対策動画（3本）を群馬県内に本拠地を置くプロスポーツチーム（群馬クレインサンダーズ、群馬ダイヤモンドペガサス、ザスパクサツ群馬）の協力を得て制作し、YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で公開した。

動画は、各市町村にもデジタルサイネージ等での放映に協力を依頼し、前橋市、太田市において放映を行った。

また、平成29年度に制作した動画を「群馬県自殺予防月間（9月）」及び「自殺対策強化月間（3月）」に、関東財務局前橋財務事務所の協力を得て「前橋地方合同庁舎」に設置されているデジタルサイネージで放映を行った。

2) ハイリスク者への支援

①地域自殺未遂者支援ネットワーク研修会の開催

地域毎の自殺未遂者支援に関わるネットワーク構築のため、救急告示医療機関や精神科医療機関の職員、救急隊、警察官、行政職員等を対象とする研修会を実施した。

ア 西毛地域自殺未遂者支援ネットワーク研修会

日時：令和3年9月30日（木） 午後6時～8時

会場：オンライン

参加：29人

内容：「高等学校における自殺予防の取り組みについて」

県立高崎女子高等学校 養護教諭 吉田真弓氏
グループディスカッション

イ 中北毛地域自殺未遂者支援ネットワーク研修会

日時：令和4年2月4日（金） 午後6時～8時

場所：オンライン

参加者：21人

内容：「SOSの出し方に関する教育と心配な児童生徒への支援体制について」

群馬県教育委員会義務教育課 指導主事 井熊一穂氏
グループディスカッション

ウ 東毛地域自殺未遂者支援ネットワーク研修会

日時：令和4年2月24日（木） 午後6時～8時

場所：オンライン

参加者：15人

内容：「自治体における自殺未遂者の把握と支援について」

邑楽町健康福祉課 課長補佐（保健師） 小林郁恵氏
グループディスカッション

②自殺企図者相談支援事業

自殺未遂者の再企図を防ぐため、警察、県及び中核市（前橋市、高崎市）が連携して、未遂者や家族に対する相談支援を行った。

令和3年度は、警察からの情報提供2件だった。（ほか中核市への情報提供0件）

③自殺未遂者こころの支援事業

自殺未遂者の再企図を防ぐため、救急指定病院と連携して帰宅後の未遂者や家族の支援を行うものであり、令和3年度は病院からの情報提供0件だった。

④かかりつけ医うつ病対応力向上研修会の開催

うつ病の早期発見・早期治療による自殺対策の推進を図るため、かかりつけ医や産業医を対象に、うつ病の基礎知識、診断・治療等に関する研修会を開催した。

日時：令和3年10月31日（日）午後1時～5時30分

場所：群馬県公社総合ビル

参加者：76人

内容：「うつ病の基礎知識」

群馬大学大学院医学系研究科神経精神医学 教授 福田正人氏（医師）
「うつ病の治療の実際とケア」

中泉メンタルクリニック 院長 黒崎成男 氏（医師）
「認知行動療法の仕組みとうつ病への対応方法について」
群馬大学医学部附属病院精神科神経科 病院講師 小野樹郎 氏（医師）
「産業保健におけるかかりつけ医、精神科医との連携」
群馬大学 大学教育・学生支援機構 健康支援センター
副センター長 竹内一夫 氏（医師）

⑥アルコール問題対応力向上研修会の開催

アルコール依存症者の自殺率は高いという現実を踏まえ、断酒の開始とその継続の難しさに困っているアルコール依存症者本人及び家族に対する「目標の設定」「定期的な受診」「アドバイス」そして「治療内容」について学ぶことを目的とした研修会を開催した。

日 時：令和4年1月16日（日）午後2時～4時15分

場 所：群馬県庁 291 会議室

参加者：33人

内 容：講義「減酒外来の取り組みについて～家族への支援～」

講師：国立病院機構久里浜医療センター 湯本洋介 氏（医師）

アルコール依存症者・家族の体験談（F Aの紹介含む）

講師：F A（ファミリーズ・アノニマス）メンバー

3) 地域の特性に応じた対策の支援

保健福祉事務所が開催する地域自殺対策連絡会議を通じて、自殺対策に関する情報提供・助言など地域の特性に応じた対策の支援を行った。

4) 相談体制の充実

①こころの健康相談統一ダイヤル お こ な お う ま も ろ う よ こ こ ろ 0 5 7 0 - 0 6 4 - 5 5 6

全国共通の電話番号による自殺予防のための電話相談を行った。

相談時間は平日の9:00～22:00（ただし、祝日及び年末年始を除く）で、令和3年度の相談件数は延べ4,036件である。

②精神保健福祉相談（詳細については14ページに記載）

面接（来所）、電話及びメールによる精神保健福祉相談を実施した。

面接相談：148件（うち自殺関連 23件）

電話相談：7,664件（うち自殺関連 529件）

メール相談：68件（うち自殺関連 18件）

③「多重債務者相談会」における「こころの相談」の実施

県消費生活課と市町村消費生活センター等で開催する相談会において、各保健福祉事務所や中核市の保健師の協力を得て、相談者に対する「こころの相談」を実施した。

10 会場 53 件

④自死遺族相談の実施

身近な人を自死で亡くされた方を対象に自死遺族相談を実施した。

相談日：毎月第1木曜日（予約制）

従事者：精神科医師、保健師

相談件数：14 件 21 人（上記②面接相談の内数）

⑤自死遺族交流会の開催

自死により家族等を亡くした遺族のための交流会を実施した。（上記④を受けた者のうち希望者）

開催日：毎月第2金曜日

従事者：精神科医師、保健師

参加者：延 60 人

5) 人材育成

①自殺危機初期介入スキルワークショップ

自殺危機初期介入スキル研究会の協力を得て、相談業務に従事する保健福祉関係職員、教諭・養護教諭を対象に、ロールプレイを用いた参加型の実践的なワークショップを実施した。

日時：令和3年10月5日、10月26日、11月30日

場所：地域防災センター2階

参加者数：46 人（1回目 16 人・2回目 16 人・3回目 14 人）

講師：鈴木 紋子保健師、鈴木 浄美保健師（こころの健康センター）

②群馬県版ゲートキーパー手帳の配布

上記研修会のテキストとして群馬県版ゲートキーパー手帳を配布した。また、統計情報を更新し、研修を実施する保健福祉事務所、中核市等にデータの提供を行った。

配布部数：542 部

③ゲートキーパーリーフレットの配布

簡易的な研修資料としてリーフレットを配布した。また、外国語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）版のリーフレットを、ホームページに掲載した。

配布部数：685 部

④ゲートキーパー講師養成研修

県や市町村だけでなく、産業保健分野においても広くゲートキーパー研修を開催できるように、講師を担える保健師等の職員を養成するため、オンライン（ZOOM）で研修を開催した。開催回数：2回 参加者数：39人

⑤自殺予防講演会

自殺対策の推進及び充実を図るため、先進的な自殺予防対策に取り組んでいる講師による講演会を、群馬県自殺予防月間（9月）に開催した。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から動画配信とした。

配信期間：令和3年9月1日（水）～9月30日（木）

開催方法：動画配信（YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で限定公開）

参加者：352人（動画再生回数 825回）

演 題：「With/Post コロナ時代における自殺対策
～脳科学とAIを活用したコロナ禍のメンタルヘルス～」

講 師：広島大学脳・こころ・感性科学研究センター特任教授
山脇成人 氏

6) 広報啓発

①自殺予防啓発リーフレットの作成及び県ホームページへの掲載

群馬県自殺予防月間（9月）や自殺対策強化月間（3月）等における啓発活動に使用するために、自殺予防啓発リーフレット「ひとりの命大切ないのち」を作成し、県ホームページへ掲載した。

また、県内市町村及び各保健福祉事務所等に周知し、活用を依頼した。

②自殺予防啓発事業の実施

ア 群馬県自殺予防月間（9月）

・群馬県庁2階県民センター情報発信コーナーで自殺予防啓発等に係るパネル展示や啓発物品の提供を行った。

期 間：令和3年8月17日（火）～9月15日（水）

・デジタルサイネージで若い世代に向けた自殺対策動画を放映した。

放映場所：群馬県庁県民駐車場、

関東財務局前橋財務事務所、前橋市、太田市

期 間：令和3年9月1日（水）～9月30日（木）

イ 自殺対策強化月間（3月）

・群馬県庁2階県民センター情報発信コーナーで自殺予防啓発等に係るパネル展示や啓発物品の提供を行った。

期 間：令和 4 年 2 月 15 日（火）～3 月 16 日（水）

- ・デジタルサイネージで若い世代に向けた自殺対策動画を放映した。

放映場所：群馬県庁県民駐車場、関東財務局前橋財務事務所、
前橋市、桐生市、太田市

期 間：令和 4 年 3 月 1 日（火）～3 月 31 日（木）

ウ JR東日本高崎支社と協働した活動

群馬県自殺予防月間（9月）および自殺対策強化月間（3月）に、高崎駅構内のトイレに「こころの健康相談統一ダイヤル」案内カードを配置し、相談窓口を周知した。

エ その他

新聞・FMラジオでこころの健康センター統一ダイヤルの周知等を行った。

9 ひきこもり支援センター事業

(1) 事業の目的

平成26年6月にこころの健康センター内にひきこもり支援センターを設置し、「ひきこもり相談専用ダイヤル」を開設した。ひきこもりに特化した第一次相談窓口を設け、相談窓口を明確化し適切な機関へつなげることにより、相談者の掘り起こしや、初期的な状況での支援によって、長期化や深刻な状態となる重度化の減少を目的としている。主に、相談支援、関係機関との連携、人材育成、情報発信について事業を行っている。

(2) センターの概要

名称：ひきこもり支援センター

開設：平成26年6月1日

場所：群馬県こころの健康センター内

時間：電話相談は月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始は除く）

来所相談は予約制

体制：ひきこもり支援コーディネーター（専任・嘱託）2人（R2から1名増員）
保健師（兼務・正規）1人

(3) 事業実績

1) 相談支援

専任のひきこもり支援コーディネーターを配置し電話相談等に応じている。

相談内容に応じて、来所相談（保健相談・医師相談）や家族教室、他の適切な支援機関につないでいる。

①電話相談（ひきこもり支援センター分再掲）

ア 電話件数

	H29	H30	R元	R2	R3
実件数	255	226	289	279	302
延件数	472	459	528	639	625

イ 相談者内訳（延件数）

	H29	H30	R元	R2	R3
本人	79	72	65	105	88
本人以外	393	387	463	534	537

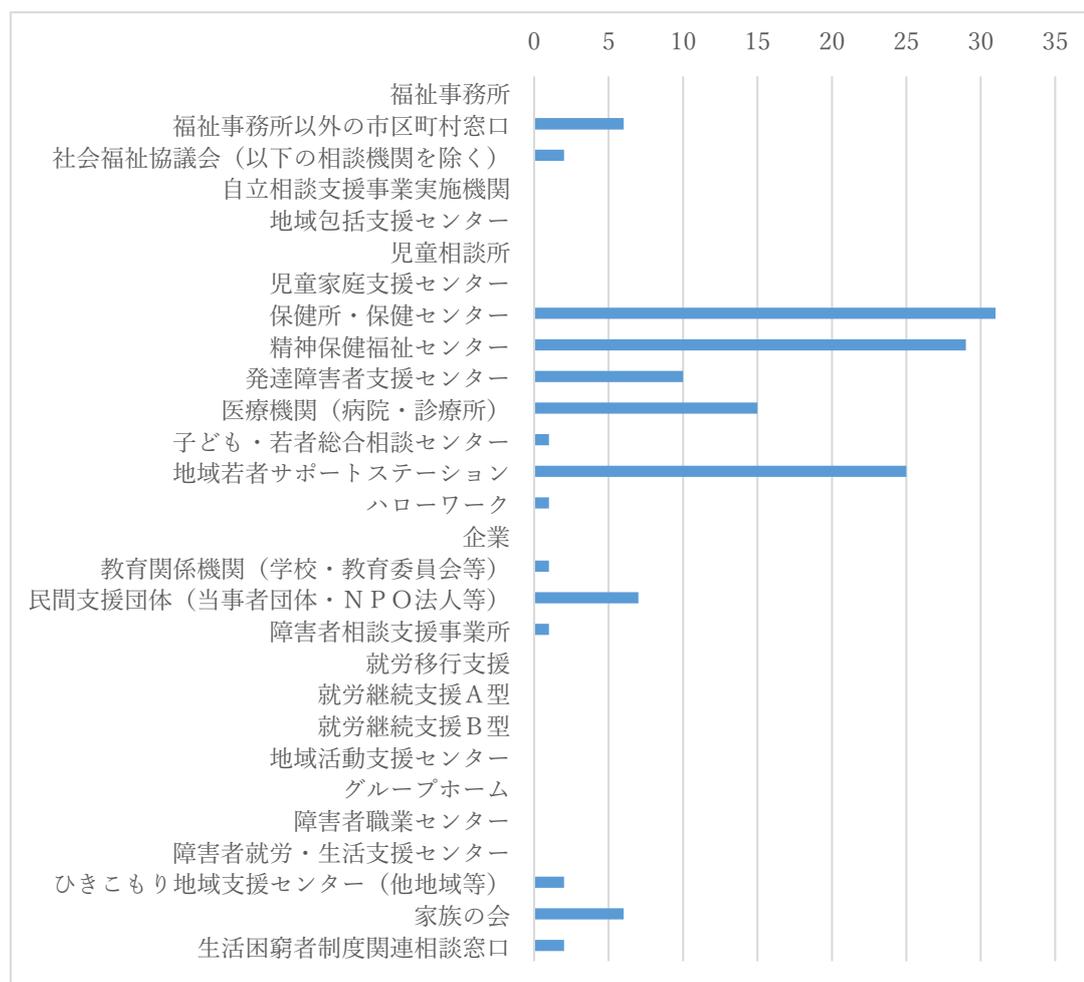
ウ 当事者性別（実件数）

	H29	H30	R 元	R2	R3
男性	173	137	192	173	199
女性	65	54	73	89	84
性別不明及び個別相談ではない	17	35	24	17	19

エ 当事者年代（実件数）

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不明
H28	0	63	66	52	30	14	4	28
H29	0	29	79	60	39	8	1	39
H30	0	34	43	45	26	12	1	65
R 元	1	42	62	63	50	18	6	47
R2	0	41	71	39	35	21	7	65
R3	0	65	63	54	56	18	5	36

オ 関係機関へつないだ件数（複数計上）



注：ひきこもり支援センターが精神保健福祉センターに配置されており、そのまま精神保健福祉センターで支援している場合は、精神保健福祉センター欄にカウント(厚生労働省統計に準ずる)

②来所相談 (ひきこもり支援センター分再掲)

ア 来所件数 (予約制)

	H29	H30	R元	R2	R3
実件数	32	46	35	38	50
延件数	45	66	53	87	69

イ 相談者内訳

相談者 (延件数)

	H29	H30	R元	R2	R3
本人	9	19	21	30	14
本人以外 (複数来所)	58	79	52	84	93

当事者性別 (実件数)

	H29	H30	R元	R2	R3
男性	23	37	25	29	40
女性	9	9	9	9	10

当事者年代 (実件数)

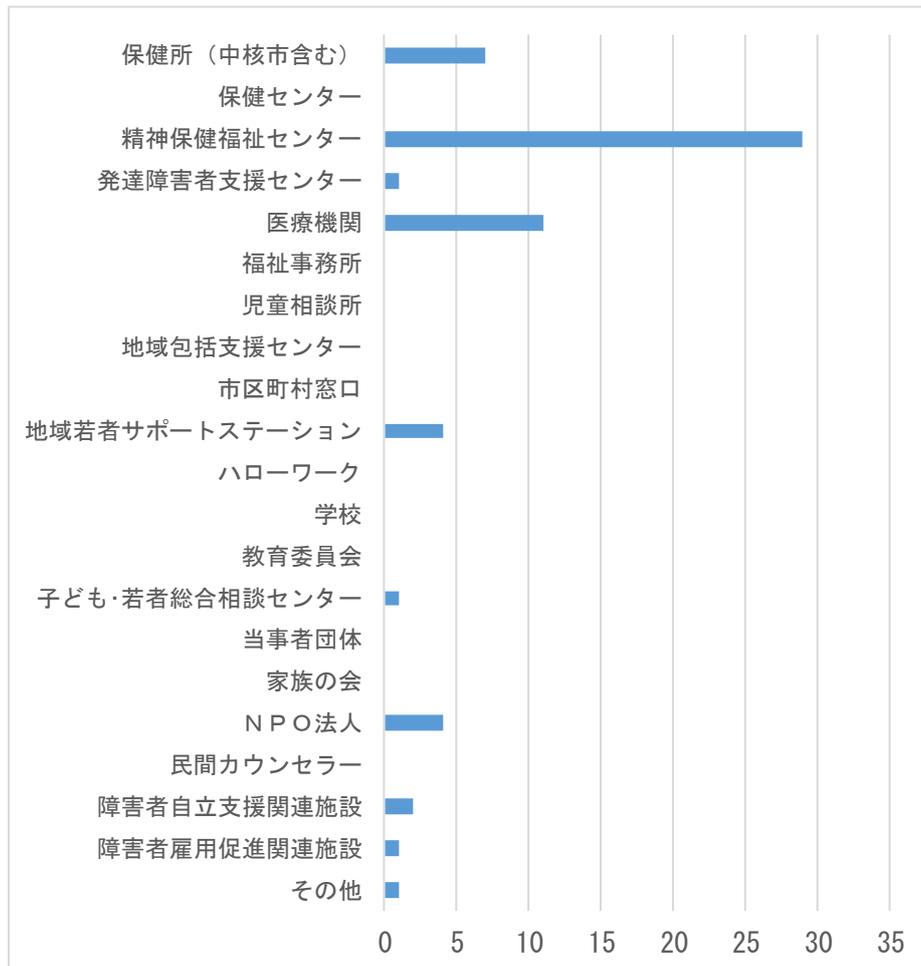
	10代	20代	30代	40代	50代以上	不明
H29	6	15	8	3	0	0
H30	7	17	20	1	1	0
R元	6	14	10	2	0	2
R2	9	23	14	3	2	1
R3	19	18	6	4	3	0

ウ 対応 (~H29:実件数、H30~:延件数)

	H29	H30	R元	R2	R3
情報提供	21	6	2	6	10
助言指導	6	32	12	37	30
傾聴	0	5	3	7	3
予約	5	9	7	25	21
関係機関へのつなぎ	—	14	29	12	5

注：H30から項目に「関係機関へのつなぎ」を新設

エ 関係機関へつないだ件数（複数計上）



注：ひきこもり支援センターが精神保健福祉センターに配置されており、そのまま精神保健福祉センターで支援している場合は、精神保健福祉センター欄にカウント（厚生労働省統計に準ずる）

2) ひきこもりの家族教室

目的 ひきこもりに関する知識や対応の工夫を学び、家族自身が気持ちのゆとりを持つ機会を提供する。

開催 原則第4木曜日 午後1時30分～4時

従事者 精神科医師、保健師、精神保健福祉士（嘱託）、心理士（嘱託）

参加者数 実33人、延105人（関係者見学：延12人）

場所 こころの健康センター いこいのサロン

内容 ひきこもりに関する知識や情報、声かけの工夫等を学ぶ情報提供型

備考 R元年度下期にテキストを作成し、R2年7月15日県ホームページに掲載

日 程		内 容
上期	下期	
4月22日	10月28日	『ひきこもり』とは
5月27日	11月25日	『本人と家族の気持ち』『会話の工夫』
6月24日	12月23日	『関わり方の工夫』～こんなときどうする？～
7月29日	1月27日	『生活を豊かにする』
8月26日		外部講師による講話 ①KHJ群馬はるかぜの会 ②NPO法人ビーイング
	2月24日	外部講師による講話 NPO法人ぐんま若者応援ネット アリスの広場

3) 関係機関との連携

①ひきこもり支援機関連絡協議会

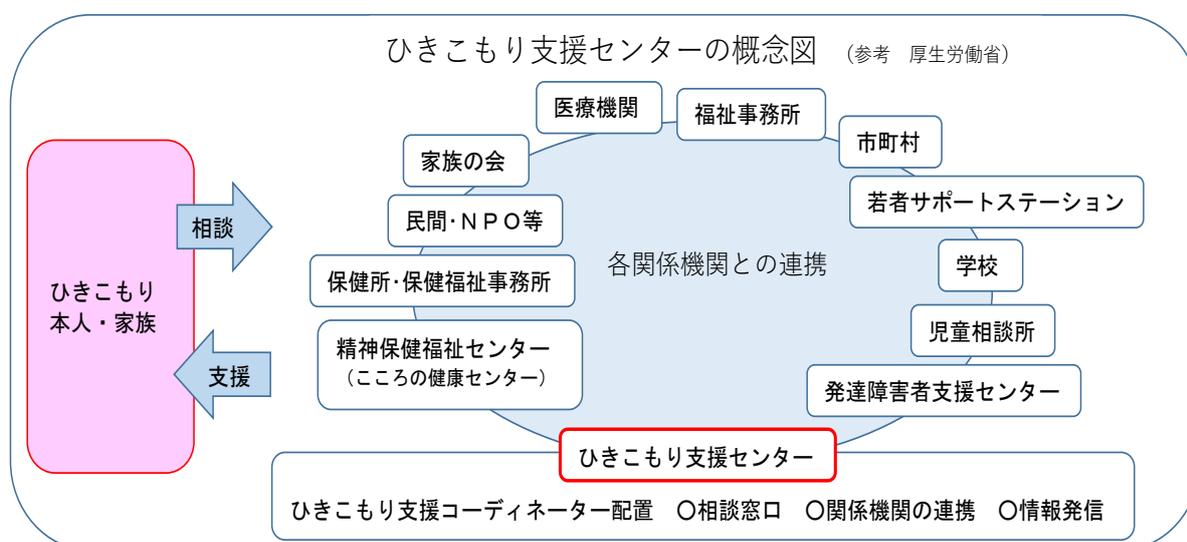
- ・既存の県子ども・若者支援協議会（代表者会議、実務者会議）を活用
- ・令和3年度実績を書面にて報告

②ひきこもりサポーターズ・ミーティング（関係機関との意見交換会）

- ・新たな取り組みとして、オンラインにより令和3年12月7日と令和4年2月8日の2回実施。
- ・児童福祉・青少年課を含む県庁内関係部署、県社協、市町村、民間団体等参加

③講師派遣等

- ・出前なんでも講座：6件 参加者延べ217名
- ・群馬県民生委員児童委員協議会研修会：オンライン開催 参加者140名
- ・家族教室や家族のつどいに関する派遣：県社協2件、安中市1件



4) 人材育成

①ひきこもり支援関係職員研修会

(群馬県社会福祉協議会と共催)

- ・日 時：令和3年8月5日(木) オンライン形式(Zoom)
- ・内 容：行政説明 群馬県障害政策課精神保健室
基調講演『これからの「ひきこもり支援」のあり方を考える
～当事者本位の「最適化」支援の構築に向けて～』
白梅学園大学 教授 長谷川 俊雄氏
シンポジウム ひきこもり支援センター、群馬県社会福祉協議会
安中市役所、アリスの広場
情報交換 Zoomのブレイクアウトルーム機能を使用
- ・対象者：市町村行政、社協、福祉団体等ひきこもり支援関係職員
- ・参加数：74団体

②ひきこもり講演会

(群馬県社会福祉協議会と共催)

- ・方 法：Web開催(事前に申込みをした県民に対し、期間限定で配信)
- ・期 間：令和4年1月18日(火)～同年1月31日(月)
- ・内 容：「ひきこもりとは」～当事者の視点から～
- ・講 師：一般社団法人 ひきこもりUX会議 代表理事 林 恭子氏
- ・対象者：一般県民及び保健、医療、福祉、教育等関係機関の職員
- ・申込数：276名(動画再生回数556回)

5) 情報発信

- ①新聞、ラジオ、研修会等での広報活動
- ②ひきこもり支援センターのリーフレット配布
- ③メルマガ掲載(子ども・若者支援協議会)

10 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳交付申請のうち、診断書を添付して申請があったものについては月2回診断書を審査し、年金証書を添付して申請があったものについては、障害の種別・等級を年金事務所等に照会し、適当と認められるものについて手帳を交付した。

(単位：件)

		H29	H30	R元	R2	R3
申請		6,208	6,754	7,812	7,459	8,896
承認		6,164	6,696	7,739	7,373	8,746
承認内訳	1級	2,296	2,259	2,391	2,127	2,147
	2級	2,968	3,402	3,872	3,446	4,066
	3級	900	1,035	1,476	1,800	2,533
不承認		44	58	73	86	150
年度末時点の手帳保有者数 (診断書 + 年金証書)		12,073	13,105	14,412	14,953	15,980

11 自立支援医療費（精神通院医療）

自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定申請について、月2回、申請書等を審査し、適当と認められるものについて、自立支援医療受給者証（精神通院）を交付した。

(単位：件)

		H29	H30	R元	R2	R3
申請		27,409	28,549	30,261	23,171	33,519
認定		27,400	28,547	30,253	23,163	33,509
内訳	新規	3,840	4,146	4,222	3,684	4,529
	継続	19,362	20,642	22,174	15,916	24,468
	変更	4,198	3,759	3,857	3,563	4,512
不認定		9	2	8	8	10
年度末時点の認定者数		22,703	24,269	25,713	28,628	28,176

1 2 精神医療審査会

精神医療審査会では、精神科病院に入院中の者の人権擁護と適正な医療の確保のために、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告並びに医療保護入院者の入院届の審査と、入院患者等からの退院・処遇改善の請求に関して審査を行っている。

(1) 退院請求等の受付

専用電話（退院請求専用電話）により精神科病院の入院患者やその保護者から、退院や処遇改善等の受付を行った。

①相談の内容

(単位 件)

年度		H30	R元	R2	R3
合計(A+B+C)		199	294	406	291
退 院 請 求 (A)	措置入院	21	27	27	24
	医療保護入院	126	142	161	125
	任意入院	6	37	11	15
	緊急措置入院	0	0	0	0
	形態不明	29	1	13	16
処 遇 改 善 (B)	他の入院形態への変更	3	1	5	0
	病棟異動及び隔離解除	13	12	2	5
そ の 他 (主 な 訴 え) (C)	入院理由が納得できない	0	0	3	1
	病院職員の接遇態度への不満	0	10	20	4
	病院設備に対する不満	0	8	6	5
	主治医の変更希望等	0	1	4	1
	治療内容に納得できない	0	3	7	3
	入院が長期化している	0	0	0	0
	家のことが心配である	0	2	0	0
	入院費の不満	0	1	0	0
	審査会の問い合わせ	0	27	48	45
その他	1	22	99	47	

②相談者の入院形態

(単位 件)

年 度	H30	R元	R2	R3
合 計	199	294	406	291
措置入院	23	27	50	29
医療保護入院	135	143	273	202
任意入院	8	37	16	25
緊急措置入院	0	1	0	0
形態不明	33	86	67	35

(2) 審査会委員数及び開催状況

精神医療審査会は、4つの合議体で審査し、各合議体の構成は次のとおりとなっている。合議体は、原則毎月第1水曜日・第3水曜日の月2回、当センター内において開催された。(単位 人)

	委員数	法律家委員	学識経験委員	医療医院
第1合議体	5	1	2	2
第2合議体	5	1	1	3
第3合議体	5	1	1	3
第4合議体	5	1	1	3
合計	20	4	5	11
予備委員	—	—	2	6

審査回数	24
全体会議回数	1

(3) 定期の報告等に係る審査状況

審査件数は、措置入院者の定期病状報告が11件、医療保護入院者の定期病状報告が1,894件、医療保護入院者の入院届が3,383件であった。審査結果は全て「現在の入院形態が適当である」と判断された。(単位 件)

年度	H30		R元		R2		R3	
	審査 件数	返戻 件数	審査 件数	返戻 件数	審査 件数	返戻 件数	審査 件数	返戻 件数
措置入院者の定期 病状報告	15	2	28	3	17	6	11	0
医療保護入院者の 定期病状報告書	1,457	64	1,458	57	1,891	309	1,894	232
医療保護入院者の 入院届	2,749	148	3,061	126	2,917	383	3,383	389
合計	4,221	214	4,547	186	4,825	698	5,288	621

注：上記表の審査結果は全て「現在の入院形態が適当」。意見聴取はなし（返戻後の再審査を含む）

(4) 退院・処遇改善命令請求に係る審査状況

請求件数は、退院請求が56件、処遇改善請求が1件、計57件であった。そのうち、請求の取下げや患者の退院により審査が行われなかったものを除いて、退院請求41件、処遇改善請求1件の審査が行われた。

審査結果は、入院継続が40件、他の入院形態への移行が適当が1件、退院が適当が0件、処遇改善が必要1件であった。

年度		H30		R元		R2		R3		
内 容		退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	
請求件数		47	1	37	0	47	1	56	1	
取下件数		12	1	6	0	9	0	9	0	
退院済		6	0	2	0	1	0	1	0	
審 査 結 果	退 院 請 求	入院 適当	16	0	33	0	31	0	40	0
		形態 移行	5	0	3	0	0	0	1	0
		退院 適当	0	0	0	0	1	0	0	0
	処 遇 改 善 請 求	処 遇 適 当	0	0	0	0	0	1	0	0
		改 善 必 要	0	0	0	0	0	0	0	1

注：令和2年度退院請求件数のうち5件は令和3年度に繰越
令和3年度退院請求件数のうち3件は令和4年度に繰越

1 3 関係機関との連携

(1) 精神保健福祉業務連絡会議

中核市、県保健福祉事務所、県児童相談所、県発達障害者支援センター、県障害政策課がこころの健康センターに参集し、精神保健福祉業務、特に児童思春期関連業務に関する情報を共有し、相互理解を深め、課題や問題点の検討を行った。

開催日	主な議題
第1回 令和3年 7月6日 (会場・リモート)	<ul style="list-style-type: none">・ 所長講話：精神保健福祉における地域づくり・ 精神科救急業務とアウトリーチ活動・ 措置入院者退院後支援・ 新型コロナウイルス感染症に伴う精神保健福祉活動への影響・ 障害政策課精神保健室からの情報提供
第2回 令和3年 11月30日 (会場)	<ul style="list-style-type: none">・ 所長講話：精神保健福祉における最近の動向・ 市町村自殺対策の進捗管理について・ 精神保健福祉法第22条申請の対応について・ ひきこもり相談体制の連携強化に向けた現状と課題・ 障害政策課精神保健室からの情報提供・ 3班に分かれてグループ討議と全体共有
第3回 令和4年3月 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none">・ こころの健康センター事業進捗状況について・ 救急関係、自殺対策、依存症対策、ひきこもり対策、新型コロナウイルス感染症関係・ 県外研修復命

(2) 群馬県精神保健福祉協会との連携

群馬県精神保健福祉協会は、群馬大学を中心として設立準備が進められ、関係団体の意見交換を経て、平成14年3月26日に設立された。県民の精神保健福祉の向上を図ることを目的に、県民と地域社会の「こころの健康づくり」の推進をめざし、精神保健福祉に関する知識の普及・啓発、精神障害者への理解を深めるための活動及び精神障害者の社会参加の推進などの活動を行っている。こころの健康センターでは、各種事業の運営等支援を行っている。

(3) 群馬県社会福祉協議会との連携

ひきこもり対策における支援者向け研修と県民向け講演会を共同開催。役割分担を行い、効率的な業務遂行に努めた。

第2 精神科救急情報センター業務

1 精神科救急情報センターの活動

平成 16 年 1 月から、精神科救急情報センターが設置され、県内の精神保健福祉法第 23 条通報から法第 26 条の 3 の通報・届出までを一括して受理し対応している。

特に法第 23 条通報においては、24 時間体制となっている。

また、通報対象となるような地域の処遇対応困難者に対して、地域生活の安定と再度の通報の予防を目的に、各保健福祉事務所・中核市等と連携し地域支援活動として「精神科アウトリーチ活動」を実践している。この活動により、生活支援の届かなかった精神障害者に地域ケアを行うことで、行政サービスの徹底を図っている。

平成 27 年 7 月から、精神科診療所の協力のもと、精神保健福祉法第 27 条による県の診察並びに群馬県精神科救急医療システムによる基幹病院及び輪番病院の夜間・休日の診察が円滑かつ適切に行われることを目的として、夜間・休日における精神科救急情報センター等からの問い合わせ体制が運用開始となった。（21 診療所が協力）

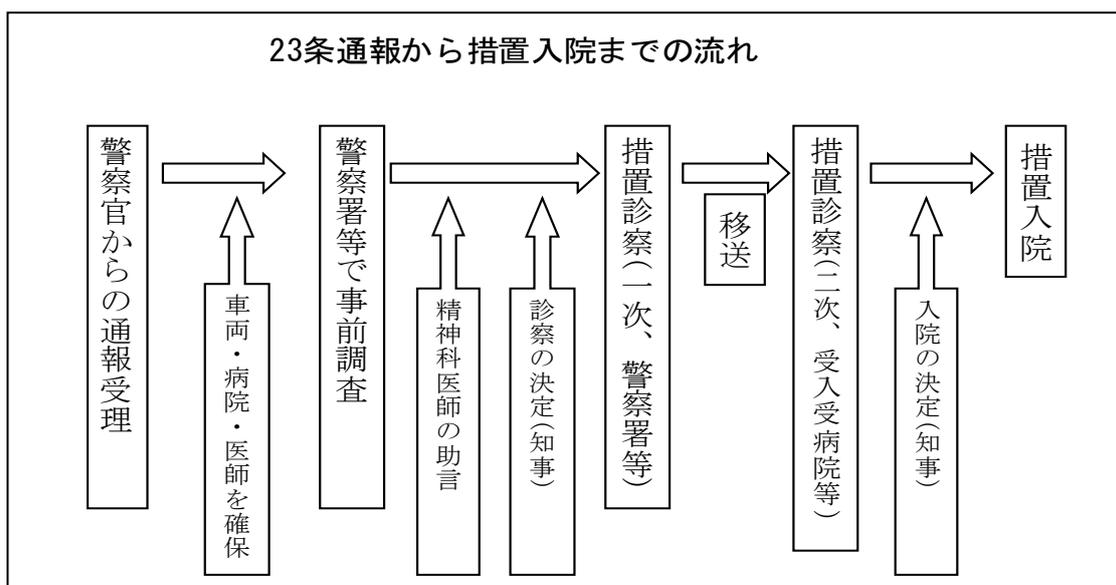
2 精神科救急情報センターの体制

- (1) 24 時間体制で職員が通報等に対応する。
- (2) 日中から夜間帯(8:30～22:00)は、23 条通報に、保健師 1 人、事務職員 2 人が通報のあった警察署等に出向き事前調査を行い、措置診察の要否決定を経て措置診察・立会いを実施している。
- (3) 深夜帯(22:00～翌朝 8:30)は、職員が通報受理から診察の手配まで電話で対応し、移送は警察官の協力を得て行っている。
- (4) 通報対象者の移送は、タクシー会社（複数）と委託契約し、委託車両（10 人乗りのワゴン車）により行っている。（職員同乗）
- (5) 移送業務については、県立精神医療センター看護師又は警察官 0B（会計年度任用職員）の計 2 人の協力を得ている。

3 精神科救急情報センターの主な業務

(1) 精神障害者の措置入院のための移送業務

- 1) 通報等の受理
- 2) 事前調査の実施（警察署等に出向いて面接（深夜帯は電話調査））
- 3) 精神科医師の助言
- 4) 措置診察の精神保健指定医・受け入れ医療機関の確保
- 5) 措置診察の実施・立会い
- 6) 被通報者の移送（委託車両による）
- 7) 行政措置の執行



（２）精神科アウトリーチ活動の実践

困難事例や再通報の可能性のある事例に対して、精神科アウトリーチ活動（地域支援活動）を行っている。アウトリーチ活動は、相談・訪問・支援会議等により、保健福祉事務所等と連携のもとに実施している。

（３）精神科救急情報センター事例検討会議

4 精神科救急情報センター業務の実績

（１）移送業務

令和3年度は、通報等総数 658 件のうち、警察官の通報(23 条)が最も多く、536 件(81.5%)で、次いで、矯正施設の長の通報(26 条)が 72 件(10.9%)、検察官の通報(24 条)49 件(7.4%)、精神科病院管理者の届出(26 条の 2)が 1 件(0.2%)の順になっている。一般人の申請(22 条)、保護観察所の長の通報(25 条)及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(26 条の 3)は 0 件であった。

1) 申請・通報・届出の時間帯別発生状況

(単位：件)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
申請・通報・届出 全体		547	583	658	
23条 (旧24条)	小計	449	487	536	
	平日	日中	144	162	161
		夜間	76	81	89
		深夜	77	98	108
	休日	日中	53	72	76
		夜間	38	40	49
		深夜	61	34	53
24条 (旧25条)		28	33	49	
26条		69	63	72	
26条の2		1	0	1	

注：23条通報のみ、詳細の内訳を示す。

「休日」：土日・祝日法による休日・年末年始の休日

「平日」：「休日」以外 「日中」8:30～17:15

「夜間」17:16～22:00 「深夜」22:01～翌8:29

表頭の期間において発生しなかった通報等は、表側から省いている。

令和3年度の申請・通報・届出全数のうち、法第27条第1項の規定による事前調査の結果により、措置診察を実施したものが406件で通報総数658件の61.7%であった。

また、措置診察を実施し措置入院となったものは99件で、緊急措置入院後、診察により措置入院になった50件を合わせると149件となり、全通報件数の22.6%であった。措置診察（緊急措置診察含む）にて措置不要と判断され医療保護入院となったものは101件で、緊急措置入院後、医療保護入院となった46件と合わせると147件となる。緊急措置入院後、入院とならなかったもの17件、措置診察（緊急措置診察含む）を実施し、入院とならなかったものは83件であった。

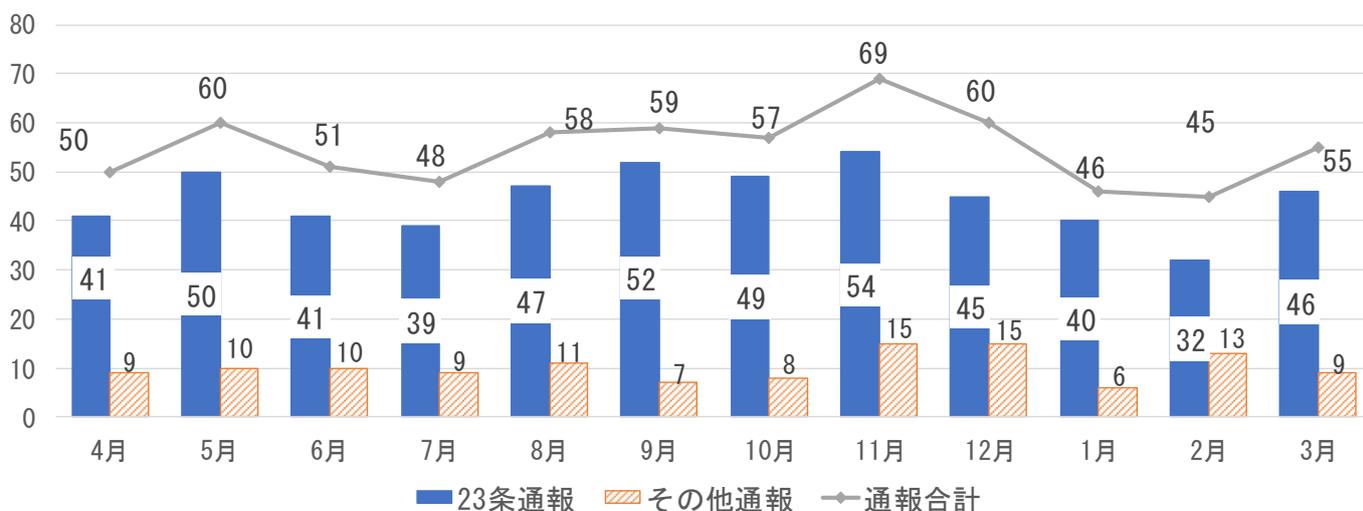
入院病院は、入院した総数306件のうち、県立精神医療センターへの入院が218件(71.2%)、その他の病院は88件(28.8%)であった。

2) 措置診察の実施状況及び措置診察の結果

(単位：件)

区分			平成31年度			令和2年度			令和3年度		
			23条	その他	小計	23条	その他	小計	23条	その他	小計
措置診察実施	措置入院	県立病院	58	11	69	63	5	68	68	8	76
		民間病院	50	7	57	67	13	80	51	22	73
		小計	108	18	126	130	18	148	119	30	149
	医療保護入院	県立病院	121	0	121	137	0	137	133	0	133
		民間病院	24	1	25	17	3	20	11	3	14
		小計	145	1	146	154	3	157	144	3	147
	任意入院	県立病院	5	0	5	2	0	2	9	0	9
		民間病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	5	0	5	2	0	2	9	0	9
	応急入院	県立病院	0	0	0	1	1	2	0	0	0
		民間病院	1	0	1	0	0	0	1	0	1
		小計	1	0	1	1	1	2	1	0	1
	入院計	県立病院	184	11	195	203	6	209	210	8	218
民間病院		75	8	83	84	16	100	63	25	88	
小計		259	19	278	287	22	309	273	33	306	
帰宅・その他			112	5	117	115	13	128	95	5	100
計			371	24	395	402	35	437	368	38	406
措置診察不実施			76	73	149	78	59	137	163	83	246
通報取下げ			2	1	3	7	1	8	5	1	6
合計			449	98	547	487	95	582	536	122	658

令和3年度 月別通報件数



3) 23条通報年度別通報等の疾患診断 (ICD-10) 分類

(単位: 件)

	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G40	その他	計
平成30年度	40	23	136	26	48	0	22	18	21	1	0	62	397
令和元年度	46	31	135	34	62	2	16	17	27	0	0	79	449
令和2年度	56	25	173	28	64	1	17	9	24	1	0	89	487
令和3年度	60	23	144	35	43	0	24	18	15	0	2	172	536

(注) 各コード内容

- | | |
|---------------------|----------------------|
| F0 器質性精神障害 | F6 パーソナリティ障害 |
| F1 精神作用物質使用による精神障害 | F7 精神遅滞 |
| F2 統合失調症・妄想性障害 | F8 心理発達障害 |
| F3 気分(感情)障害 | F9 小児・青年期障害及び特定不能の障害 |
| F4 神経症ストレス関連身体表現障害 | G40 てんかん |
| F5 生理的障害等に起因する行動症候群 | |
- 「診察不実施」は「その他」に含めている。

4) 23条通報となった自傷他害行為の内容

(単位: 件)

	自傷	他害								その他	計
		家庭内				家庭外					
		迷惑	物損	暴力	傷害	迷惑	物損	暴力	傷害		
平成30年度	85	75	6	46	14	135	11	19	6	1	398
令和元年度	140	71	19	40	19	132	9	15	4	0	449
令和2年度	141	92	18	73	14	2	124	11	12	0	487
令和3年度	186	76	29	73	5	135	10	20	2	0	536

(注) 自傷他害行為が複数の場合は、主たるもので計上した。

自傷は、自傷行為や徘徊及び異常体験により警察署に助けを求めたもの。

他害行為は、概ね同居している親族(内縁も含む)を家族内、それ以外を家族外とした。

迷惑行為は、暴言・威嚇など人に直接触れないもの、あるいは対物暴力で物の破損に至らないもの、特定の人に「死んでやる。」と言う場合等とした。

暴力行為のうち、概ね治療が必要な程度の負傷があったものを傷害とした。

通報時の自傷他害行為が複数の場合は、他害行為を自傷に優先し、対他人を対家族に優先させ、傷害、暴力、物損、迷惑行為の順に優先した。

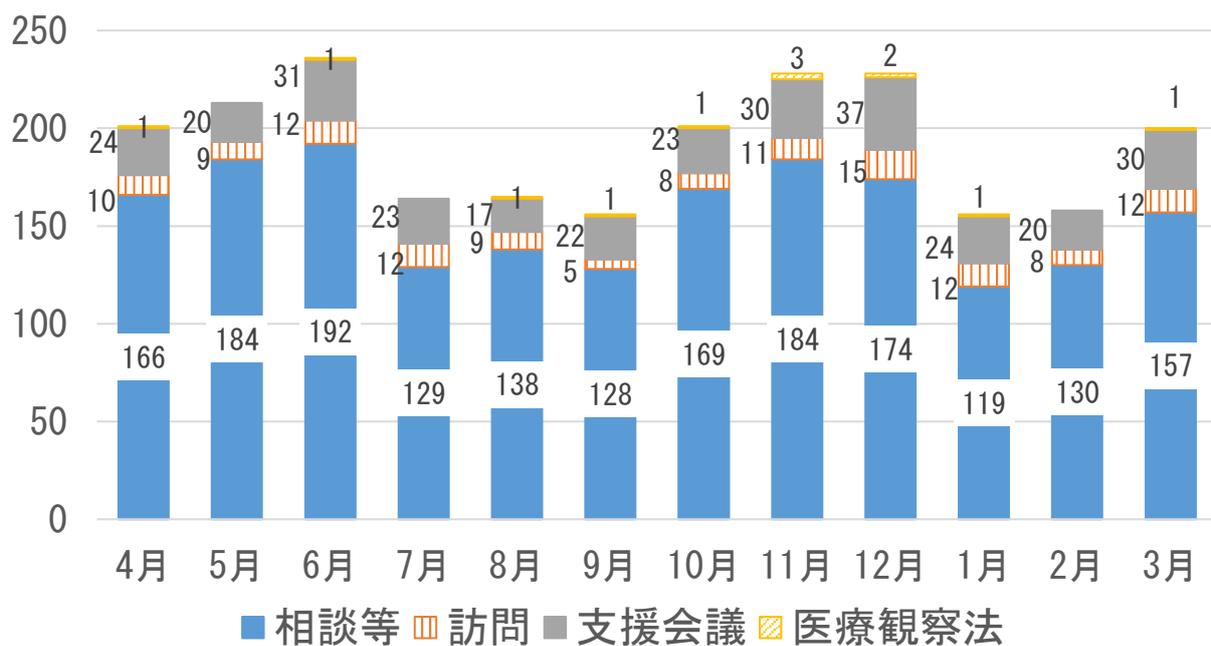
(2) 精神科アウトリーチ活動（相談・訪問・支援会議・医療観察法）

1) 年度×活動件数（平成17～令和3年度）（単位：件）

年度	相談等	訪問	支援会議	医療観察法
平成17年度	1,212	110	144	—
平成18年度	909	135	165	—
平成19年度	1,584	138	190	29
平成20年度	1,322	83	145	21
平成21年度	674	71	126	35
平成22年度	598	74	135	41
平成23年度	763	71	137	45
平成24年度	859	84	141	41
平成25年度	895	61	149	43
平成26年度	670	47	111	34
平成27年度	893	53	117	43
平成28年度	1,205	56	147	54
平成29年度	1,074	68	143	38
平成30年度	1,060	62	122	42
令和元年度	1,057	61	166	33
令和2年度	1,533	100	206	13
令和3年度	1,870	123	301	12

※平成16年1月19日から現行の精神科救急情報センターが稼働

令和3年度 月別アウトリーチ実施件数



(3) 精神科救急情報センター事例検討会議

- 1) 目的 救急移送の対応困難事例を通して、課題を抽出し検討することにより救急移送システムが円滑に機能するよう関係機関相互の調整を図る。
- 2) 構成員 群馬大学精神科教授、民間精神科代表（5病院）、前橋地方検察庁検事、弁護士会代表、県警本部生活安全企画課、市町村代表（2市）、消防代表、県立精神医療センター院長、保健所代表（2カ所）、群馬県庁保健師会代表、障害政策課（課長）、こころの健康センター（所長・精神保健主監）、こころの健康センター所長が特に認める者 計20人

3) 開催状況

	開催日	事例の内容
第1回	令和3年 6月17日	福祉・医療・司法のできることできないこと～触法少年の成長に併せて～
第2回	9月16日	23条通報（強制移送・強制診察）で対処すべき事例とは何か
第3回	11月18日	精神障害者の民間救急移送について考える

注：第4回を令和4年2月に開催を予定していたが、コロナウイルス感染症により中止。

(4) その他（関係機関との連絡調整会議等）

1) 医療機関（県立精神医療センター、三枚橋病院及び群馬病院）との調整会議

- ①目的 安全で円滑な移送業務の推進を図るため、県内精神科三次救急の受け入れ先であり移送の協力体制を構築している県立精神医療センター、三枚橋病院及び群馬病院の関係職員並びに障害政策課精神保健室関係職員と、措置移送業務全般について協議する。

②開催内容

開催日	主な議題	出席者
令和4年 3月9日	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症対応について 2 34条移送について 3 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度通報・申請・届出・結果について ・令和3年度通報・申請・届出・結果について（1月末まで） 	21人

2) 精神科救急業務検討会

①目的 県内精神科病院と精神科救急業務について情報を共有し相互理解を深めるとともに、精神科救急業務における課題や問題等を検討し、地域精神保健福祉業務の充実及び円滑な推進を図る。

②出席者 精神科病院地域精神保健福祉担当職員
障害政策課精神保健室関係職員

③開催内容

	開催日	主な議題	出席者
第1回	令和3年 11月2日	1 情報提供 ・精神科救急業務に関するセンターの実績及び各病院の体制等について ・措置入院者退院後支援の実施状況について ・自立支援医療及び精神保健福祉手帳申請に係る事務手続きについて ・新型コロナウイルス感染症への対応について 2 意見交換 精神科救急医療システムにおける夜間・休日輪番体制等について	32人
第2回	令和4年 3月3日	1 情報提供 ・精神科救急情報センター実績及び地域精神保健福祉活動（アウトリーチ）について ・措置入院に関する手続きについて ・医療保護入院に関する手続きについて ・自立支援医療及び精神保健福祉手帳申請に係る事務手続きについて ・群馬DPATの現状と今後について ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて	32人

注：第2回はオンラインにて開催

3) 刑務所との地域連携情報交換会

①目的 矯正施設の長からの通報による精神科救急業務の円滑な推進を図るとともに、出所後の地域支援を円滑に行えるよう連携を強化する。
(平成30年度から開催)

②出席者 前橋刑務所処遇部企画部門分類担当職員
精神科救急情報センター職員

③開催内容

開催日	主な議題	出席者
令和4年 2月8日	1 他県帰住者に対する入所前地域での連携の中断について 2 釈放後の治療中断による精神症状の増悪について 3 休日釈放者への支援体制について	9人

	4 帰住先に係る環境調整について 5 精神科医療の充実のための群馬県からの精神科医の派遣について	
--	---	--

4) 検察庁との情報交換会

①目的 24条通報の対応を行う精神科救急情報センター職員、起訴の対応にあたる検事及び副検事、社会復帰や再犯防止の対応を行う捜査官、それぞれの業務について情報交換や意見交換を行うことにより、対象者の地域支援を円滑に行えるよう、連携を強化する。(令和元年度から開催)

②出席者 前橋地方検察庁職員(検事及び副検事、事務官、捜査官)
精神科救急情報センター職員

③開催内容

開催日	主 な 議 題	出席者
令和4年 1月17日	1 精神保健福祉センターについて 2 精神科救急情報センターについて 3 24条通報対応について 4 検察庁からの質問・要望等	8人

(5) こころの健康センター新任者研修

業務の円滑な推進を図ることを目的に、異動により新しく配属された職員及び会計年度任用職員を対象に研修を実施した。

日 程	主 な 内 容	出席者
平成3年 4月6日	○精神疾患の理解 ○こころの健康センター・精神科救急情報センター業務について ○こころの健康センターの勤務体制 ○安全管理指針 ○庁舎管理 ○精神科救急情報センター業務の実際 <ul style="list-style-type: none"> ・DVD視聴 23条通報受理から出動まで ・業務マニュアル ・移送業務における通知等の書き方等 ・警察からの23条通報の受け方 ・事前調査票の作成について ・助言の受け方、決定の受け方、診察医への報告の仕方等 ・書き方のポイント ○インシデント・アクシデントについて ○センターDBについて ○質疑応答、感想	12人

5 措置入院者の退院後支援

(1) 経緯について

精神障害者が退院後にどの地域で生活することになっても、医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的とし、平成30年3月に厚生労働省が「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を発出した。

このガイドラインを受け、本県では精神保健福祉法第23条から第26条の3に基づく通報・届出への対応を当センターで行っていることから、県精神保健室と当センターが中心となって検討を重ね、平成30年12月に「群馬県における措置入院者退院後支援実施要領（試行版）」を制定、試行を開始し令和元年10月から本格施行とした。

対応の詳細は以下のとおり。

時 期	概 要
平成30年3月	厚生労働省がガイドラインを発出
4月	厚生労働省が自治体向け説明会を開催
5～6月	県精神保健室とこころの健康センターで対応方針を協議
7月	保健福祉事務所及び中核市担当者へ基本的な対応方針を説明
8月	各精神科病院の相談担当者(P S W)に基本的な方針案を説明 各精神科病院へ調査*への協力を依頼 保健福祉事務所担当者と「退院後支援のあり方に関するワーキンググループ」を開催
10月	保健所長会、中核市、精神科病院協会等の関係団体へ対応方針を説明（県精神保健室）
12月	県実施要領制定、試行開始
令和元年10月	本格施行

※調査の概要：「退院後支援の対象者のイメージに係る参考調査」として、支援の必要性をより具体的に判断するため、臨床の立場から退院後に必要となる支援量が増大すると思われる措置入院者のイメージを聞いた

(2) 県実施要領の概要について

1) 支援対象者

措置入院者とし、緊急措置入院者は含めないこととする。

2) 本人の意向の確認

入院先病院は、本人が意向確認に応じられる状態になったと判断された段階で速やかに当センターに連絡を行う。当センターの地区担当者が、帰住先の保健福祉事務所・中核市の担当者とともに病院を訪問し、対象者の同意を得る手続きを行う。

3) 計画作成

計画作成は帰住先の保健福祉事務所・中核市と相談しながら当センターが行う。

4) 退院前の支援会議の開催及び計画の交付

入院先病院の協力を得て、当センター主催で退院前に支援会議を開催する。会議には本人及び家族、帰住先保健福祉事務所・中核市及び市町村の他、入院先病院、退院後に支援予定の通院先医療機関・相談支援事業所・障害福祉サービス事業所・訪問看護ステーション等の担当者の出席を求める。

退院前の支援会議で計画案等、困ったときの対処を確認し、必要に応じて修正を行った上で、計画等を本人・家族及び支援者へ交付する。

5) 支援及び計画の見直し

対象者が退院した後は、帰住先の保健福祉事務所・中核市が中心となって支援を行う。

6) 計画に基づく支援の終結

帰住先の保健福祉事務所・中核市は、計画の有効期間が満了する前の適切な時期に、可能な限り本人・家族及び支援者による支援会議を開催し、支援終結の妥当性について協議する。

7) その他

計画作成及び退院前の支援会議の開催まで、当センターで行うこととしているが、平成 31 年度からは中核市分は中核市で行っている。

(3) 令和 3 年度実績 (H30. 12. 25 施行)

- ・計画に基づく支援を行うことについて、説明した対象者 23 名
- ・うち、同意した対象者 23 名

管轄保健所	説明した対象者	うち同意した対象者
前橋市	2 名	2 名
高崎市	5 名	5 名
渋川	2 名	2 名
伊勢崎	3 名	3 名
安中	1 名	1 名
藤岡	0 名	0 名
富岡	1 名	1 名
吾妻	1 名	1 名
利根沼田	0 名	0 名
太田	2 名	2 名
桐生	4 名	4 名
館林	2 名	2 名

IV 学会発表・調査研究

1 学会発表等

令和3年度中に発表を行った主な各種学会等は次とおりである。

- (1) 丸山彩織 木藤陽香 牛込久美子 永井佳美 三浦侑乃 佐藤浩司
群馬県こころの健康センターにおけるアウトリーチ活動の現状と今後の方向性に関する一考察—治療中断者への支援をとおして—
第57回全国精神保健福祉センター研究協議会
(東京都 2021.9 オンライン発表)
- (2) 丸山彩織 木藤陽香 牛込久美子 永井佳美 三浦侑乃 佐藤浩司
群馬県こころの健康センターにおけるアウトリーチ活動の現状と今後の方向性に関する一考察—治療中断者への支援をとおして—
令和3年度群馬県地域保健研究発表学会(前橋市 2022.3 オンライン開催)
- (3) 草野建祐 鈴木紋子 富田恵子 三浦侑乃 大舘実穂 佐藤浩司
群馬県こころの健康センターにおける自殺対策事業について
(第45回群馬精神医学会 2021.10)
- (4) 大舘実穂 前田智恵美 畠山結衣 高橋理恵 丸山彩織 永井佳美 三浦侑乃
草野建祐 佐藤浩司
群馬県こころの健康センターにおけるアウトリーチ活動
(第45回群馬精神医学会 2021.10)

V 実習・視察

1 実習及び視察等一覧

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、群馬県「社会経済活動再会に向けたガイドライン」等を参考に受入体制を検討するとともに、令和2年度に作成した実習用動画を活用しながら、地域保健実習の協力、実地研修等として医学生、研修医を受け入れた。

(1) 実習・研修受入れ実績

区分等	期間	日数	実人数
群馬大学医学部医学科5年生	R3.7.20～7.21	2	1
臨床実習（地域保健実習）	R3.11.16～11.18	3	1
初期臨床研修医	R3.12.14	1	1

(2) 実習用動画

- ①視聴者 群馬大学医学部医学科4～5年生・臨床実習（精神科神経科）83人
 群馬県立精神医療センター 初期臨床研修医師 43人

②DVDコンテンツ【R2年度作成版】概要（約2時間）

項目	内容	担当
地域における精神保健福祉医療の概要	精神医療の歴史	所長
	精保センターの歴史の中の位置づけ	
	精神科救急情報センターの歴史と成立	
	当センター業務の概要	
所内医師業務の概要	精神医療審査会	所内医師
	自立支援医療と精神障害者保健福祉手帳	
	所内相談、地域支援、関係機関医学相談、講演	
	措置診察	
所内案内	精神科救急対応の実際、一連の流れ（動画）	
	各室の概要、医師業務の実際（審査会、自立支援、手帳、精神科救急）	
保健師活動の概要	当センターにおける保健師活動	保健師
	救急対応、事後対応、アウトリーチ活動	
	依存症相談拠点、ひきこもり支援センター、自殺対策推進センターの概要	

VI 公表資料・印刷物

1 公表資料・印刷物一覧

令和3年度中に作成した公表資料・印刷物は下記のとおりである。

(1) こころの健康センター相談のご案内	・・・ 65
(2) ひとりの命大切ないのち（リーフレット）	・・・ 67
(3) こころの健康相談統一ダイヤル案内カード	・・・ 69
(4) こころの健康相談統一ダイヤル啓発ふせん	・・・ 70
(5) 依存症相談案内カード	・・・ 70
(6) 依存症啓発リーフレット	・・・ 71
(7) 依存症啓発ポスター	・・・ 73
(8) ひきこもり家族教室テキスト（表紙、目次ほか）	・・・ 74

群馬県こころの健康センター相談のご案内

こころの健康センターでは、県民のみなさまからのこころの健康に関する相談(精神保健福祉相談)に応じています。

(相談は秘密厳守で行います)

面接相談(完全予約制)

申込ダイヤル 027-263-1156

- 依存症、思春期、ひきこもり、自死遺族に関する面接相談を行います(相談料はかかりません)。
- 電話で事前に相談内容をおうかがいし、必要な方に相談日を予約していただきます。
- ひきこもり面接相談の予約は、ひきこもり支援センター(027-287-1121)へおかけください。

電話相談

相談ダイヤル 027-263-1156

相談は月曜日～金曜日の9時～17時(祝日及び年末年始を除く)

- 電話で相談内容をおうかがいし、医療機関のご案内、受診方法を助言します。相談内容により、適切な相談機関をご案内します。
- 電話でのカウンセリングや継続的な相談はお受けしていません。
- 相談が集中した場合、電話がつながりにくいことがありますので、ご了承ください。
- ひきこもりに関するご相談は、ひきこもり支援センター(027-287-1121)へおかけください。



メール相談

メールアドレス kokoro@pref.gunma.lg.jp

- メールで相談内容をおうかがいし、適切な相談機関をご案内します。
- 相談は群馬県在住の方に限り、お一人1回限りのご利用とさせていただきます。
- 緊急性のあるもの、継続的な相談、カウンセリングについては対応していません。
- 相談は24時間受信していますが、返信は1～2週間程度かかります。2週間経過しても返信がない場合には、相談ダイヤル(027-263-1156)へお問い合わせください。
- 当所からの返信が受信できるよう、機器の設定環境をご確認ください。

ご相談の際は、以下の項目を明記して送信してください。

- ・ 件名は「相談希望」
- ・ 返信先アドレス
- ・ 相談者の年齢、性別、お住まいの市町村
- ・ 相談内容(具体的かつ簡潔にまとめてください)

各種支援事業

依存症の家族教室

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症のある方のご家族を対象とした教室です。ご家族が依存症について正しい知識を持つことで元気を取り戻し、本人を回復につなげることができるよう家族支援プログラムを実施しています。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル (027-263-1156)** からお申し込みください。面接・相談の後に教室をご案内しています。



依存症からの回復支援塾

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症当事者を対象としています。依存症から回復するためには、依存症を知り、再使用しなくてすむ方法を身に付けることが効果的です。回復支援塾では、アルコールや薬物、ギャンブル等のない生活を送り続けたいと願う方を対象にテキストを使った再発予防プログラムを実施しています。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル (027-263-1156)** からお申し込みください。面接・相談の後に事業をご案内しています。

自死遺族交流会

大切な人(家族・婚約者・親しい友人など)を自死で亡くした方々が、匿名で安心して思いを語り合える会です。参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル (027-263-1156)** からお申し込みください。面接・相談の後に会をご案内しています。

ひきこもりの家族教室

ひきこもりとは自宅などに閉じこもることが多くなり、人との関わりや社会参加が困難になっている状態をいいます。教室では、ひきこもりに関する知識や情報、本人への関わり方の工夫などを学びながら、ご家族自身の気持ちにゆとりを持っていただく機会としています。

参加ご希望の方は、事前に**ひきこもり支援センター (027-287-1121)** からお申し込みください。

原則として、面接・相談の後に教室をご案内しています。

交通のアクセス

※「群馬県勤労福祉センター」向かいにあります。

■自動車をご利用の場合

- ・前橋市街地から
国道50号線を桐生方面に進み、「勤労福祉センター入口」信号を右折し、200m先左側。
- ・桐生方面から
国道50号線を前橋市街地方面へ進み、「勤労福祉センター入口」信号を左折し、200m先左側。

■電車をご利用の場合

- ・JR両毛線「前橋大島」駅下車。北口から徒歩約15分。
タクシー(のりばは南口)で約5分。

■バスをご利用の場合

- ・JR両毛線「前橋」駅北口から永井バス「東大室線」に乗車(4番のりば)。「勤労福祉センター入口」で下車し、徒歩約5分。
- ・JR両毛線「前橋大島」駅南口から永井バス「石関町学園中央循環線(前橋大島線)」に乗車。「県勤労福祉センター東」で下車し、徒歩約5分。



群馬県こころの健康センター 〒379-2166 前橋市野中町368 TEL: 027-263-1166
FAX: 027-261-9912

群馬県こころの健康センター

で

検索

相談機関一覧

分類	窓口	電話番号	受付時間
精神保健	群馬県こころの健康センター (うつ、依存症、思春期等のこころの相談)	027-263-1156	9:00~17:00 (月~金)
	「こころの健康相談統一ダイヤル」(自殺予防の電話相談)	0570-064-556	9:00~22:00 (月~金)
	ひきこもり支援センター(ひきこもりについての相談)	027-287-1121	9:00~17:00 (月~金)
	《県保健福祉事務所及び中核市の相談窓口》		8:30~17:15 (月~金)
	渋川保健福祉事務所	0279-22-4166	利根沼田保健福祉事務所 0278-23-2185
	伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066	太田保健福祉事務所 0276-31-8243
	安中保健福祉事務所	027-381-0345	桐生保健福祉事務所 0277-53-4131
	藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420	館林保健福祉事務所 0276-72-3230
	富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	前橋市保健所 027-220-5787
吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	高崎市障害福祉課 027-321-1358	
自死遺族	群馬県こころの健康センター(自死遺族の相談)	027-263-1156	9:00~17:00 (月~金)
心の悩み	群馬いのちの電話 (死にたい辛さを受け止めます)	027-221-0783	9:00~24:00 (毎日) 第2・4金 9:00~翌日9:00
	フリーダイヤル 自殺予防 いのちの電話	0120-783-556	毎月10日 8:00~翌日8:00
	いのちの電話ナビダイヤル ※群馬県以外のいのちの電話につながることもあります。	0570-783-556	※電話料金ががかかります。 午前10:00~午後10:00
	連合群馬「ライフサポートぐんま」 (キャリア形成、仕事によるストレス・うつ病など)	0120-797-052	14:00~19:00 (木・土)
	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間対応
労働	群馬県労働政策課、高崎及び太田行政県税事務所 「県民労働相談センター」	0120-546-010	9:00~17:15 (月~金)
	群馬労働局雇用環境・均等室「総合労働相談コーナ」	027-896-4677	9:30~17:00 (月~金)
	群馬産業保健総合支援センター (産業保健関係者、事業主、人事労務担当者が対象)	027-233-0026	相談予約受付 8:30~17:15 (月~金)
	連合群馬「なんでも労働相談ダイヤル」(働くうえでの悩み)	0120-154-052	9:30~17:30 (月~金)
	働く人の「こころの耳電話相談」 (メンタルヘルス不調、ストレスチェック制度、健康障害防止対策など) ※発信者番号を通知して御相談ください。	0120-565-455	17:00~22:00 (月・火) 10:00~16:00 (土・日)
	働く人のメンタルヘルス相談 ※電話で事前に予約をしてください。	027-226-3008	相談予約受付 9:00~17:15 (月~金) 相談日 13:00~16:00 (第2・4火)
群馬県介護職員相談サポートセンター ※福祉・介護従事者(従事予定者含む)及びその家族が対象	027-226-0500	電話相談 10:00~16:00 (月・水・金)	
多重債務	関東財務局前橋財務事務所「多重債務相談窓口」	027-221-4495	8:30~12:00、13:00~16:30 (月~金)
	群馬弁護士会総合法律相談センター (法的トラブル、労働、犯罪被害に対しても対応)	027-234-9321	相談予約受付 9:00~12:00、13:00~17:00 (月~金)
	司法書士総合相談センター	027-221-0150	10:00~16:00 (月~金)
	群馬県消費生活センター	027-223-3001	9:00~16:30 (月~金) 9:00~12:00、13:00~16:30 (土)
法的トラブル	法テラス群馬(日本司法支援センター群馬地方事務所) (労働、多重債務、高齢者に対しても対応)	0570-078-320	9:00~17:00 (月~金)
	法テラス・サポートダイヤル	0570-078-374	9:00~21:00 (月~金)、9:00~17:00 (土)
犯罪被害	警察安全相談	027-224-8080 027-224-4356	24時間対応(上段のみ) 下段は女性相談者専用電話(女性のみ)で 8:30~17:15 (月~金)となります。
	法テラス群馬(日本司法支援センター群馬地方事務所) (女性、青少年・子どもに対しても対応)	0570-078-320	9:00~17:00 (月~金)
	公益社団法人被害者支援センターすてっぴぐんま	027-253-9991	10:00~16:00 (月~金)
	群馬県性暴力被害者サポートセンター(Saveぐんま)	027-329-6125	9:00~17:00 平日 17:00~翌朝 9:00、土日祝祭日は、全国 一斉コールセンターへつながります。
生活困難	各市町村福祉担当課	各市町村役場	
高齢者	地域包括支援センター	各市町村介護保険担当課	
男性	男性DV被害者電話相談	027-263-0459	12:00~13:30 (毎月第2・4水曜)
	ぐんま男女共同参画センター とらいあんぐるん相談室 「男性電話相談」	027-212-0372	13:00~16:00 (毎月第2・4日曜)
女性	群馬県女性相談センター	027-261-4466	9:00~19:30 (月~金) 10:00~17:00 (土) 13:00~17:00 (日) 年末年始、祝日を除く
	ぐんま男女共同参画センター とらいあんぐるん相談室 「女性電話相談」	027-224-5210	9:00~12:00、13:00~16:00 (火・水・金・日) 年末年始、祝日、月曜日が祝日(振替休日含む) の場合の火曜日は休みになります。
	前橋地方法務局「女性の人権ホットライン」 (セクハラやDV等の人権侵害)	0570-070-810	8:30~17:15 (月~金)
青少年子ども	群馬県総合教育センター「子ども教育・子育て相談」 (教育や子育てに関する相談)	0270-26-9200	9:00~17:00 (月~金) 9:00~15:00 (第2・4土曜)
	「24時間子供SOSダイヤル」 (いじめ問題やその他の子供のSOS全般)	0120-0-78310	24時間対応
	中央児童相談所「こどもホットライン24」 (児童虐待、子育て相談、心身の発達など)	0120-783-884 027-263-1100	携帯電話からは 24時間対応
	LINEを活用した「ぐんまこども・子育て相談」 ※HPのQRコードから「友だち追加」して御利用ください。	https://www.pref.gunma.jp/03/p08210002.html	9時~12時・13時~17時 (月~金)
	チャイルドライン(18歳までの相談窓口)	0120-99-7777	16:00~21:00 (毎日) 12月29日~1月3日休み
	チャイルドライン チャット相談	https://childline.or.jp/	第1・3水曜日・毎週木曜日・金曜日・土曜日 12月29日~1月3日休み
前橋地方法務局「子ども人権110番」	0120-007-110	8:30~17:15 (月~金)	

※受付時間欄に休日記載されていない窓口以外は、原則祝日、年末年始に受付は行っていません。

R4.4.1現在



ひとりの命 大切ないのち

全国では年間約2万人の方が自ら命を絶っています
その一人ひとり、かけがえのない大切な命です
あなたの身近に悩みを抱えている人はいませんか？

声をかけ、耳を傾け、そして相談を！

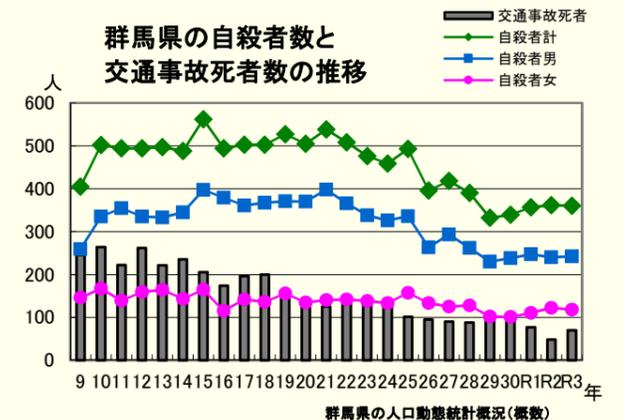
群馬県の自殺の現状

群馬県の自殺者数は平成15年の562人をピークに、おおむね右肩下がりの傾向でしたが、ここ数年は増加に転じています。

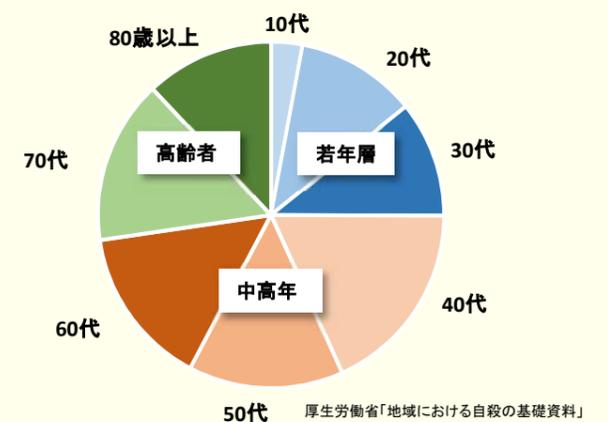
令和3年中の自殺者は360人(※)(男242人、女118人)で、ほぼ毎日おひとりの方が自殺で亡くなっていることとなります。
男女別にみると、男性が女性に比べて多い傾向があります。

年代別にみると、40~60代の中高年が約半数を占めています。
10代~30代の若者は昨年より増加しており、ここ数年、10~30代の死亡原因の1位は「自殺」となっています。

※概数(R4.7公表)のため、確定数(R4.9公表)とは異なることがあります。



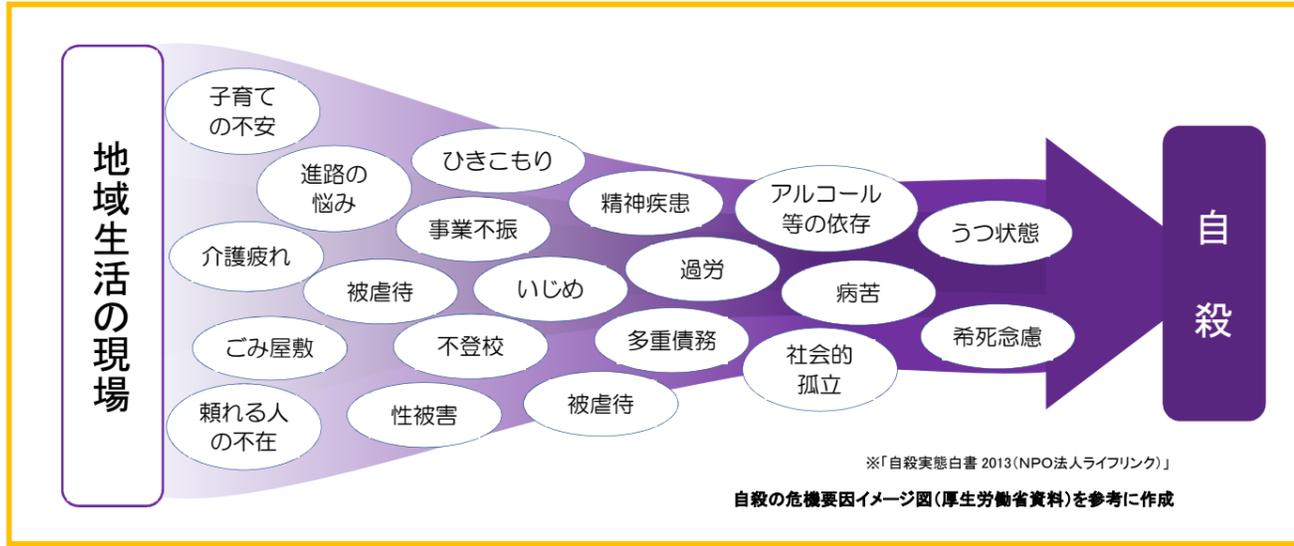
年代別自殺者数(H28~R3年合計)



群馬県こころの健康センター

自殺の原因

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。
 背景には、こころの問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、社会的孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。
 自殺は、「誰にでも起こり得る危機」です。

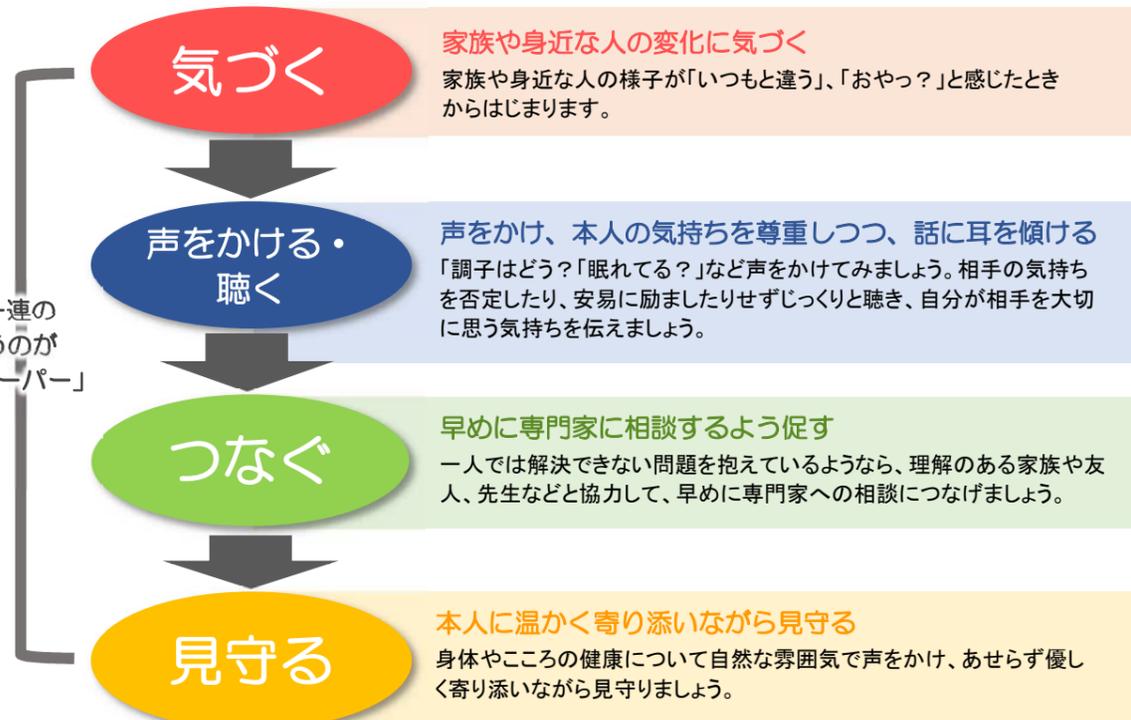


身近な人のこころのサインに気づいたら

自殺を考える人は、しばしばサインを示すことがあります

- 思い詰めた様子、うつ病のような症状が見られる。
- 以前より、表情が乏しくなった。身なりに構わなくなった。
- 他人との関わりを避ける。
- 最近、眠れていない。不安や不眠が原因で、飲酒量が増えている。
- 自殺をほめかす。

※ これらの一連の支援を行うのが「ゲートキーパー」です。



うつ病って何？言葉は聞いたことはあるけれど…

人は悲しいことや大きな失敗を体験すると、気分が落ち込んだり、憂うつになります。多くは時間が経てば回復しますが、以下のような状態が2週間以上続き、日常生活に支障が出ている場合、うつ病の可能性あります。



- 《自分で感じる状態》
- 悲しい憂うつな気分、沈んだ気分
 - 何事にも興味がわかない、やる気が出ない
 - 食欲がない、よく眠れない
 - 集中できない
 - イライラして、落ち着かない
 - 他人と関わりたくない

- 《周囲から見た状態》
- 以前と比べて表情が暗く、元気がない
 - 身なりに気を使わなくなった
 - 体調不良の訴えが多くなった
 - 仕事や家事の能率低下、ミスが増えた
 - よく眠れていないようだ
 - 飲酒量が増えている
 - 人付き合いを避けるようになった

原因は悲しいことだけではなく、昇進、結婚、出産、進学、転居など、日常生活の様々なことがきっかけとなります。うつ病は治療により改善しますので、早めに医療機関(かかりつけ医、精神科、心療内科など)へ相談しましょう。

飲酒と自殺の関係

自殺で亡くなった人の3人に1人は、直前に飲酒していたことが分かっています。

飲酒は、以下のようなことから、自殺を後押しすることがあります。

- こころの視野を狭め、死にたい気持ちを高めてしまう
- 不満や不安などの感情から、自分を攻撃する気持ちになる
- 衝動性が高まって自分の行動がコントロールできなくなる

うつ症状がある人や自殺に傾いている人に、お酒をすすめてはいけません。



アルコール依存症による「こころ・体・生活への影響」から、命に関わることもあります。

アルコール依存症の自己チェックをしてみましょう

- ① お酒の量を減らさなければならなかったことがある。
- ② 飲酒を批判されて、腹が立ったり、いらだったことがある。
- ③ 飲酒に後ろめたさを感じたり、罪悪感を持ったことがある。
- ④ 朝酒や迎え酒を飲んだことがある。

アルコール依存症スクリーニングテスト GAGE

2項目以上あてはまる場合は、専門家への相談をおすすめします。

こころの健康センターで行っている支援 (要予約)

依存症相談

医師による面接相談です。本人や家族からの相談を個別にお受けします。

まずはご家族
だけでも相談へ
お越し下さい。



本人向け治療回復プログラム (回復支援塾)

テキストを使い、知識や対処方法を学びます。
1クール10回のプログラムです。
和気あいあいとした雰囲気の中で行っています。



依存症家族教室

家族が本人との関わり方を学びます。同じ立場の家族と悩みを分かち合い、身近な意見を聞くことができます。
テキストを使用し、1クール6回のプログラムです。

※テキスト GIFT (ギフト) はホームページからもダウンロードできます。



群馬県こころの健康センター(依存症相談拠点)

前橋市野中町368

相談専用電話：027-263-1156

月～金曜日 9～17時 祝日・年末年始をのぞく



こころの健康
センターHP
(依存症関連の
ページ)

やめたくても

やめられない…

それは…「依存症」!?

アルコール



薬物



ギャンブル等



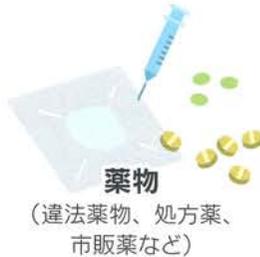
群馬県こころの健康センター
(依存症相談拠点)



依存症とは？

やめたくてもやめられない状態になる病気です。

(代表例)



意志が弱いからではありません。

「不安を和らげたい。」「嫌なことを忘れたい。」「良い気分になりたい。」という思いから繰り返すうちに、**脳が依存対象を強く求める状態**になって、ほどほどではやめられなくなる病気です。**誰でもなる可能性がある病気**です。

どんな問題が起きるの？

日常生活に支障をきたします。

アルコール、薬物、ギャンブル等のことになると、別人のような性格が変わってしまい、徐々に様々な問題が起こります。家族や大切な人に嘘をつく、信頼を裏切る、些細なことで激しく怒るなど、依存症が進行するにつれて事態は深刻になります。

(※症状は人によって異なるため当てはまらない場合もあります。)



治るの？

依存症は回復可能です。



依存症は病気です。家族だけでも支援機関とつながることが大切です。

アルコール、薬物、ギャンブル等をしない生活を続けることによって、**健康を回復することは十分に可能です。**

でも

依存症に関する問題を周囲の人が注意しても、「考えたくない、認めたくない」(否認)という特徴があります。

だから

家族が支援機関に相談し、依存症について理解することで、接し方が変わり、本人が依存症と向き合うきっかけになります。

そして

本人の依存症の治療につながりやすくなります。

支援機関

専門医療機関

依存症の専門治療を行うことができます。



リハビリ施設

依存症本人の回復のために作られた施設です。

※群馬県内には入所と通所の施設があります。



公的な相談機関

保健福祉事務所、中核市保健所、こころの健康センターで相談することができます。



自助グループ

依存症本人または家族同士が体験を共有しながら、回復に向けて支え合っていくグループです。仲間の存在が回復につながります。



こころの健康センター HP (自助グループ回復施設のページ)

やめたくても、やめられない……

それ、「依存症」

かもしれません



まずは、相談してみませんか？

身近な方からの相談も受け付けています。

相談ダイヤル

027-263-1156

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）



こころの健康センター HP
（依存症関連のページ）

群馬県こころの健康センター（依存症相談拠点）

ひきこもり家族教室



群馬県こころの健康センター

名前 _____

教室の中で話された
内容や参加者の
個人情報、外では
話さないでください。

人と比べないように
しましょう。

相手を批判せず、
お互いの話しに耳を
傾けてください。

ひきこもり家族教室

安心 参加のお願い

どうしても話せない
時や、気が進まない
時は、無理して話さ
なくて構いません。

参加者同士での
教室以外での交流は
自己責任でご判断
ください。

連絡先



群馬県こころの健康センター内
相談援助第二係
ひきこもり支援センター

前橋市野中町368

Tel:027-287-1121 【ひきこもり相談専用ダイヤル】

Tel:027-263-1166 【こころの健康センター代表】

* 目次 *

第1回 『ひきこもり』とは

第2回 本人と家族の気持ち
対話の工夫

第3回 関わり方の工夫
～こんなときどうする？～

第4回 生活を豊かにする



『ひきこもりの家族教室』 2022年3月 第2版
群馬県こころの健康センター 相談援助第二係 作成

♣参考文献♣

- 『CRAFT ひきこもりの家族支援ワークブック若者がやる気になるために家族ができること』
境 泉洋・野中 俊介 著
- 『ワークシートでブリーフセラピー 学校ですぐ使える 解決志向&外在化の発想と技法』
黒沢 幸子 編著
- 『Fukuoka DRAW Program ～家族のためのワークブック～ (Ver.W)』
福岡市精神保健福祉センター
堺市こころの健康センター
- 『「ひきこもり」これからのヒント』
鳥取県立精神保健福祉センター
- 『ひきこもりに関する理解と回復の流れ』
鳥取県立精神保健福祉センター
- 『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』
厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業

連絡先

群馬県こころの健康センター内

相談援助第二係

ひきこもり支援センター

前橋市野中町 368

Tel:027-287-1121【ひきこもり相談専用ダイヤル】

Tel:027-263-1166【こころの健康センター代表】

* このテキストはこころの健康センターHPからダウンロードできます。

<https://www.pref.gunma.jp/07/p11710028.html>



案内図



交通案内

- ・ JR 前橋大島駅北口から徒歩 15 分
- ・ JR 前橋駅北口から永井バス
「東大室線」利用の場合
群馬県勤労福祉センター入口下車
徒歩 3 分

2021年度（令和3年度）
群馬県こころの健康センター所報
（第33号）

令和4年12月23日発行

編集・発行 群馬県こころの健康センター
群馬県前橋市野中町368
電話 027（263）1166
FAX 027（261）9912
ホームページアドレス
<http://www.pref.gunma.jp>
E-mail kokoro@pref.gunma.lg.jp